

目 次

第1章 第3次計画の基本的な考え方

1. 計画の趣旨	1
2. 計画の位置付け	1
3. 計画の構成・期間	2
4. 計画の視点	2

第2章 計画の目指すもの

1. 将来像	10
2. 基本目標	10
3. 分野別目標	11
4. 計画のイメージ	13
5. 施策の体系	14
6. 各主体の役割	15

第3章 具体的取り組み

分野別目標：潤いのある環境を創り、次世代へ伝えるまち

1. さわやかな空気を創る	16
2. 命の源の水を創る	18
3. 快適な生活空間を創る	20

分野別目標：資源を大切にし、環境にやさしいまち

1. ものを大切にしごみを減らす	22
2. 資源を大切にする	25

分野別目標：人と自然が共に生きるまち

1. 恵み豊かな農地を守る	26
2. 豊かな自然を守る	28

分野別目標：地球環境をみんなで守るまち

1. 環境にやさしい心を育てる	30
2. 地球環境を守る	32
環境指標	34
環境指標の捉え方	35
各業種における環境保全の方向性	36

第4章 計画の推進に向けて

1. 計画の推進体制	37
2. 計画の進行管理	38
川西町環境基本条例	40

1. 計画の趣旨

大量生産、大量消費、大量廃棄などの社会経済行動は、私たちに豊かな暮らしと多様な生活をもたらしましたが、ごみ問題や生活排水による河川の汚れなどに見られる身近な生活環境の問題から、地球温暖化*などの地球環境の問題にいたるまで、私たちの日常生活や事業活動が原因で生じる環境問題が多く発生しています。

本町においては、資源ごみの分別、公共下水道への接続、合併処理浄化槽の設置などを進めた結果、環境への負荷は年々低減化しています。しかしその一方、ごみの野焼きや不法投棄などの環境負荷が町内で散見され、町民、事業者の環境意識は必ずしも高いとは言えない状況にあり、こうした環境問題の解決には、私たち一人ひとりが環境意識を高め、生活様式や日常の事業活動を見直す必要があります。

本町では、平成23年に第2次川西町環境基本計画を策定し、川西町環境基本条例に掲げた基本理念に基づき、環境行政の基本方針と具体的な施策の内容を示し、町民、事業者、行政の役割や行動の指針などを示しました。

第2次川西町環境基本計画の具体的な取組みについては、基本目標「つなげよう未来へ！きれいな水と空気と川西の心」の達成に向けた分野別目標を設定し、環境保全活動に取り組んでまいりました。また、計画推進については、環境かわにし町民会議において町民、事業者、行政による連携・協力のもとに進行管理を行い目標達成に向けた取組みを行ってまいりました。

これまでの環境保全の取組みについては一定の進展が見られたものの、未来に継承する更なる環境負荷*の少ない循環型社会*及び「美しい川西町」をつくるため、これまでの環境保全活動の継続的な取組みと平成27年度で終了する「川西町地域新エネルギービジョン」の具体的な施策を盛り込んだ、第3次川西町環境基本計画を策定するものです。

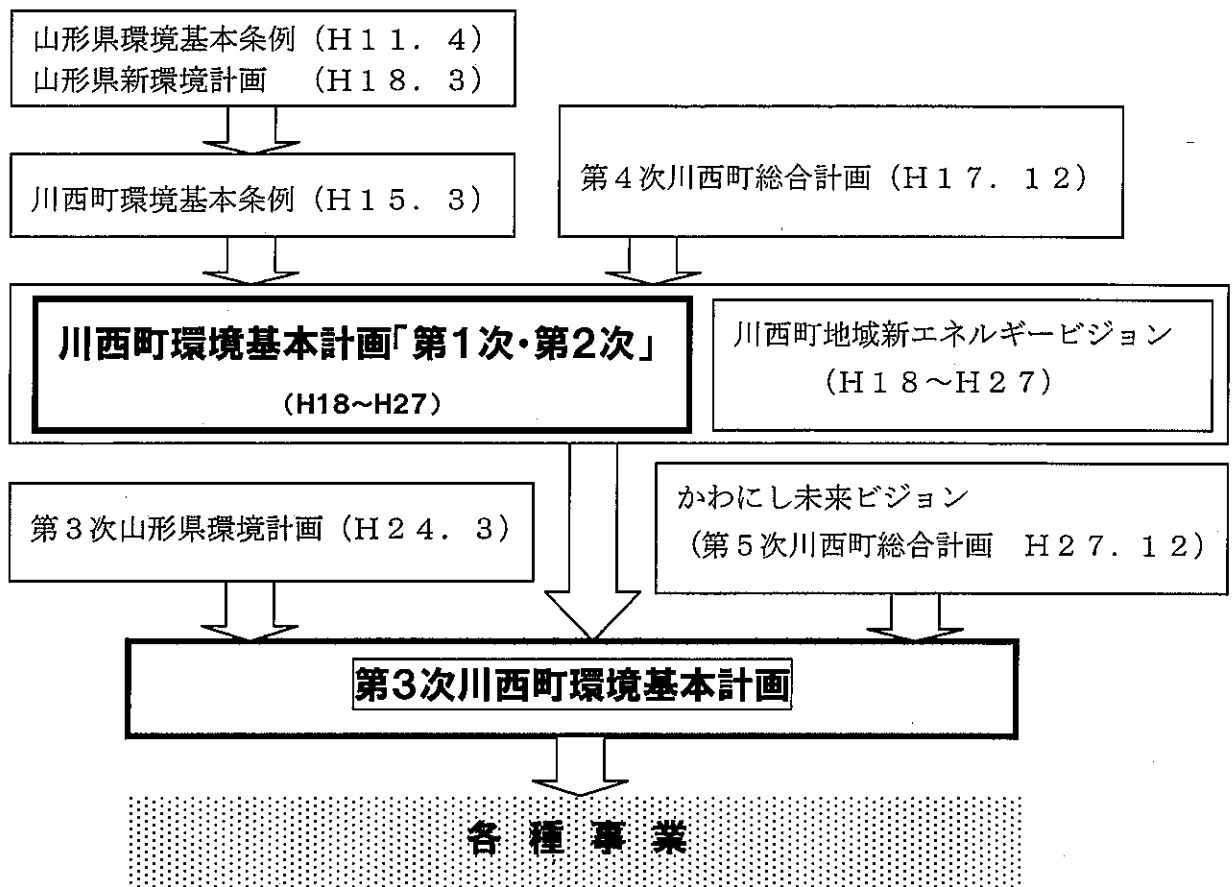
2. 計画の位置付け

第3次川西町環境基本計画は、環境基本法、山形県環境基本条例、第3次山形県環境計画の趣旨に沿うものであり、かわにし未来ビジョン（第5次川西町総合計画）における分野別目標「楽しいまち」をつくる中「快適で住みよい環境づくり」の実現に向けた個別計画の1つとして位置づけ、川西町環境基本条例に基づき環境施策を総合的かつ計画的に推進するものとします。

* 地球温暖化：地球規模の環境問題の1つで、二酸化炭素などにより地球の気温が上昇する現象をいいます。このまま二酸化炭素などが増加すると、急激な温度上昇や海面上昇などのさまざまな異変を引き起こすといわれています。

* 環境負荷：あらゆる活動によって環境に加えられるマイナスの影響のことです。

* 循環型社会：環境への負荷を減らすため、自然界から採取する資源をできるだけ少なくし、それを有効に使うことによって、廃棄されるものを最小限に抑える社会です。



3. 計画の構成・期間

(1) 計画の構成

- ①町民、事業者、行政の三者の役割分担と具体的取組み
- ②環境指標
- ③計画の推進体制

(2) 計画の期間

平成28年度から平成32年度までの5年間とします。

4. 計画の視点

(1) 社会を取り巻く環境

①ごみ問題

私たちは、大量生産、大量消費、大量廃棄によるこれまでの社会スタイルによって、ごみの排出量を年々増加させてきました。

ごみの排出量の増加に伴い、各自治体のごみ処理に係る費用が増加し財政を圧迫すると共に、火力や電気等のエネルギーの消費を招きます。このエネルギーの消費が、二酸化炭素等の温室効果ガス*の排出増加へと繋がっていきます。また、ごみの最終処分の許容量も有限であり、更なるごみの減量化が求められています。

* 温室効果ガス：大気中の微量ガスが地表面から放出される赤外線を吸収して、宇宙空間に逃げる熱を地表面に戻すために、気温が上昇する現象を「温室効果」といい、赤外線を吸収する気体を「温室効果ガス」といいます。二酸化炭素やメタン、一酸化炭素等が当てはまります。

②ダイオキシン類問題

塩素を含んだプラスチックやビニールなどを燃やすと、環境ホルモン*のダイオキシン類*が発生し人体に悪影響を及ぼします。

また、石油からつくられている合成洗剤、化粧品、プラスチック類、農薬等も環境ホルモンを含んでおり、それらの使用による直接的な人体への影響とともに食物連鎖による間接的な影響も問題視されています。

③地球温暖化

私たちの生活に欠かせないガソリンや軽油、化学製品などは石油からつくられており、これらの消費により二酸化炭素やメタン等の温室効果ガスが排出され、この濃度上昇が地球温暖化の深刻化を招いています。

このまま地球温暖化が進行すると、海水面の上昇、異常気象、熱帯性の病気の発生、食糧不足など様々な問題を引き起こすことが予想されています。

2015年12月にフランス・パリで開催されたCOP21*では、1997年の京都サミット*における京都議定書に代わる温室効果ガス削減のための新たな国際枠組みとして、パリ協定が採択されました。今後は、2015年7月に決定された日本の約束草案で、2030年までに日本の二酸化炭素排出量を26%削減（2013年度比）することを目標としています。2014年度は前年比3.0%減少しています。

④オゾン層の破壊

地球の上空10kmから50kmの成層圏にあるオゾン層は、宇宙から降り注ぐ紫外線などの有害な放射線から地球を守るバリアの役割を果たしています。

冷蔵庫やクーラーなどの冷媒等に使用されているフロンガスが空気中に放出されると、私たちを守っているオゾン層が破壊されます。

オゾン層を破壊する特定フロン*は全廃され、代替フロン*が開発されましたが、地球温暖化の原因物質であるため、削減対象ガスとされています。

* 環境ホルモン：環境中であって、私たち人間を含めた生物の本来のホルモン作用をかく乱する物質のことです。

* ダイオキシン類：ポリ塩化ジベンゾパラジオキシン、ポリ塩化ジベンゾフラン、コプラナーPCBの総称です。塩素のつく位置や数により、多くの種類があり、種類によって毒性が異なります。ダイオキシン類が一般に注目されたのは、ベトナム戦争の時に使用された枯葉剤に微量に含まれていたために、その後多くの奇形児が生まれる原因と考えられはじめたときからです。

* COP21：国連気候変動枠組条約第21回締約国会議のことです。

* 京都サミット・京都議定書：1997年に京都で開催された「第3回地球サミット」のことです。このサミットでは、1992年に話し合われた地球温暖化を食い止めるための手段、方法、目標を決め、それらのスケジュールを記したものが京都議定書です。

* 特定フロン：クロロフルオロカーボン（CFC）類のうちオゾン層を破壊するフロン11、フロン12、フロン113、フロン114、フロン115の5種類を、先進国は1995年までに、開発途上国は2000年までに全廃することが決まっています。

* 代替フロン：ハイドロクロロフルオロカーボン（HCFC）類とハイドロフルオロカーボン（HFC）類で、地球環境に配慮しているとされ、特定フロンに替わって広く普及しましたが、強力な温室効果ガスのため、先進国では2020年までに、開発途上国では2030年までに生産が中止されることが定められています。

(2) 本町を取り巻く現状認識と課題

① 悪臭対策

悪臭の発生は、周辺的生活環境を悪化させる原因の一つとなります。

東沢地区及び中郡地区の一部では、大規模畜産業者から排出される家畜排泄物の悪臭に悩まされてきました。

町民の生活環境を守るため、家畜排泄物処理法の遵守はもちろんのこと、本町的生活環境を保護するといった意思を明確にした悪臭防止に関する指導要綱により、状況調査を踏まえ、大規模畜産業者に対する悪臭対策の指導及び地域住民との対話、協調を図り、相互理解を得る必要があります。

② 野焼き対策

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の改正によりごみの野焼きは禁止されていますが、依然として行われており、特に早朝や夕方、土日に見受けられ、住民からの苦情も多くなっています。

ごみの野焼きは、ダイオキシン類の発生もあり、行為者のみならず周辺住民にも重大な影響を与えていることを周知し、町民への意識啓発を継続して行う必要があります。また、特定時間や曜日に対応した監視等対策の必要があります。

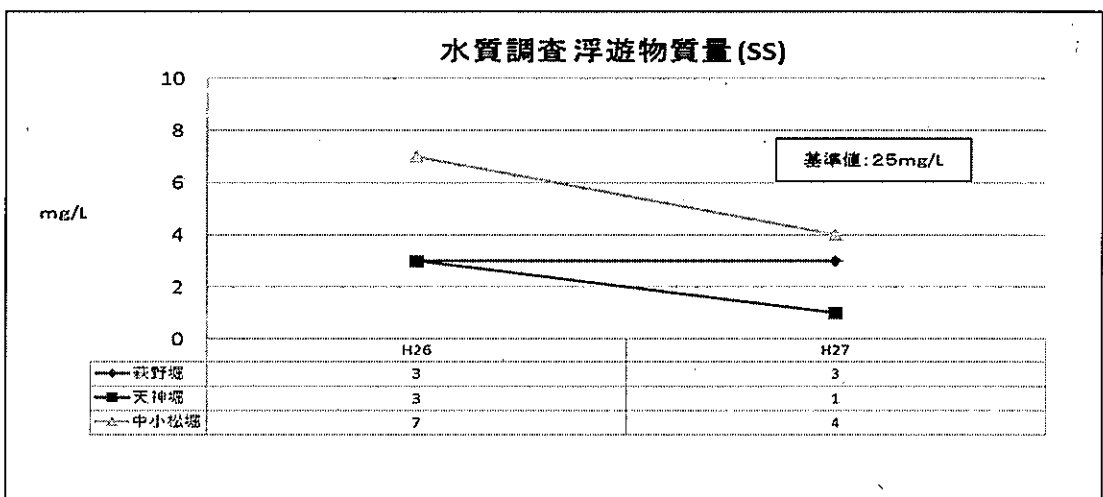
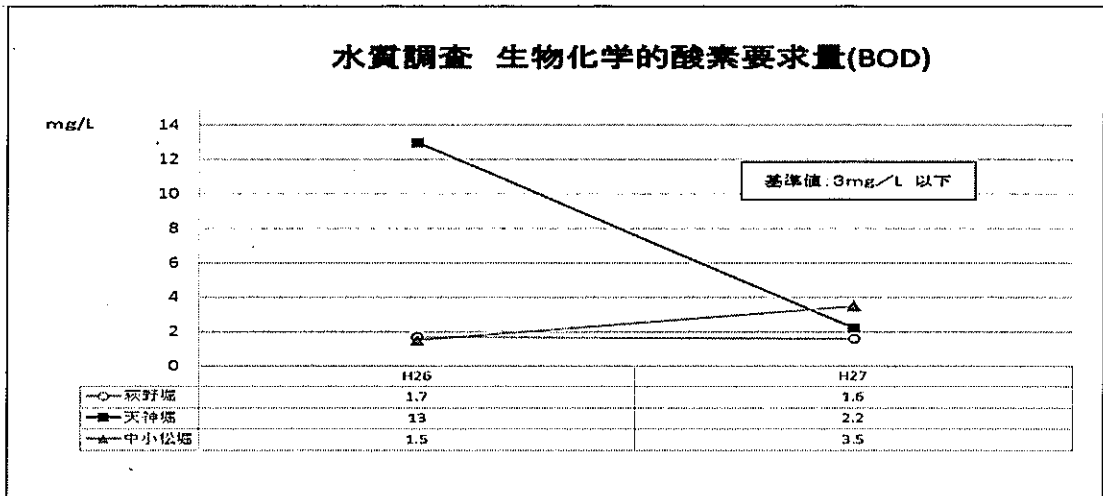
③ きれいな水環境の創造

町内河川の水質については、気象条件等により環境基準*を達成する場合と超える場合があります。特に市街地内の河川については、生活排水の流入や流量不足を要因として生物化学的酸素要求量（BOD）*の数値が比較的高くなっています。

河川の水質調査については、現状を常に把握するため、主に生活排水が流入する市街地を流れる3水路（萩野堀、天神堀、中小松堀）の調査を継続していく必要があります。また、水の保全、水質の浄化を図り、常に環境基準を達成するためには、公共下水道、農業集落排水への接続の促進、合併処理浄化槽の設置など地域の状況に応じた生活排水対策を推進していく必要があります。

* 環境基準：環境基本法に基づいて、大気汚染・水質汚濁・騒音などから人の健康を守り、生活環境を保全するために設けられた環境上の基準のことです。

* 生物化学的酸素要求量（BOD）：川などから採水した水を密閉したガラス瓶に入れ、20℃で5日間暗所で培養したときに、水中の有機物が好気性微生物により分解される過程で消費される水中の酸素量のことです。河川における有機物による水質汚濁の指標となっています。



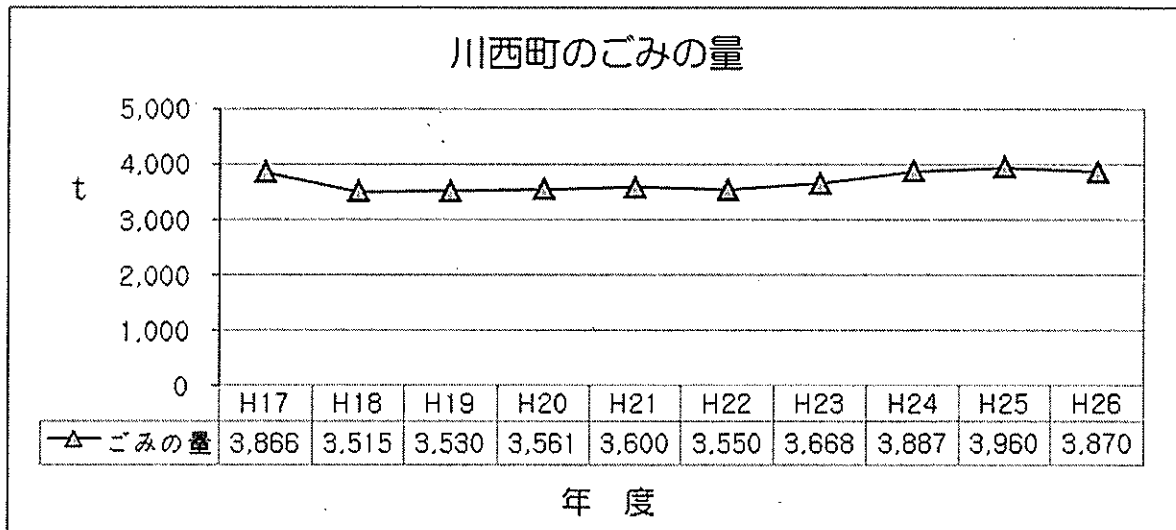
④ごみの減量化

平成26年度の本町のごみ総排出量は3,870tであり、このうち生活系ごみは2,306tで、一人1日あたりの排出量は387gとなっています。排出されるごみは、平成25年度をピークに横ばいで推移しています。

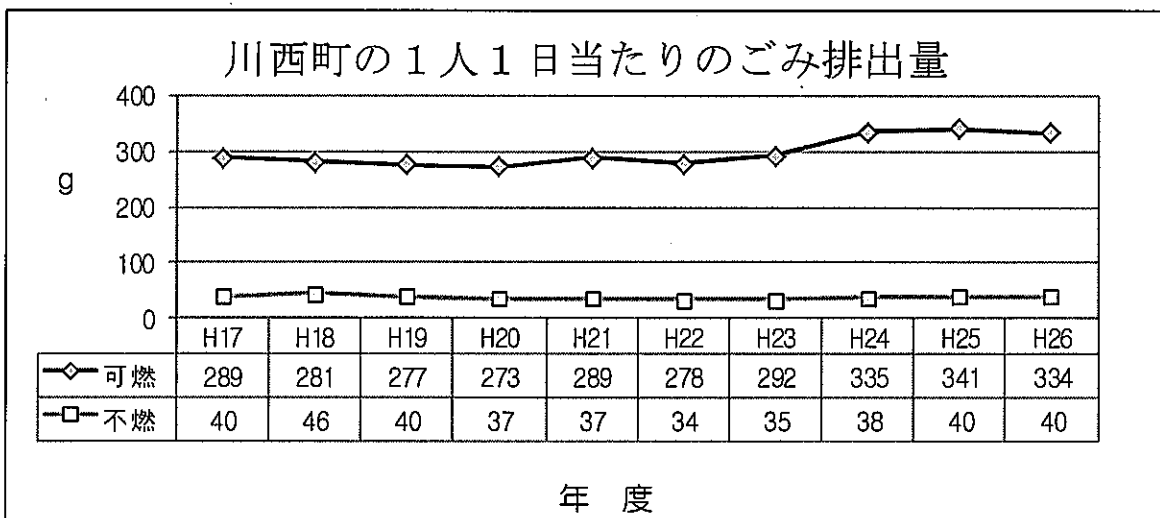
ごみの種類としては、可燃ごみが全体量の約90%を占めており、可燃ごみの組成については、紙類、布類、生ごみ類が多くなっています。

ごみの減量化を図るには、全ての者が3R【リデュース (Reduce: 発生抑制)、リユース (Reuse: 再使用)、リサイクル (Recycle: 再生利用)】に取り組む必要があります。特に生ごみと紙・布類の減量への取り組みが大変重要であり、生ごみの堆肥化による減量や布類の分別収集に取り組む必要があります。

また、ごみの処理費用についての情報を提供することにより、減量の意識を高める必要があります。



資料：置賜広域行政事務組合



資料：置賜広域行政事務組合

⑤環境意識・教育の向上

町民の環境問題に対する意識は、ごみの排出量の緩やかな減少などから、徐々に高まっていることがうかがえますが、町民一丸となったの取り組み意識はまだまだの状況です。

各小中学校においては、授業や児童会などの特別活動として、花の植栽やごみ拾い、自然学習会等の環境に関する取り組みを行っています。また、EM（有用微生物群）を活用したプール清掃を行い、環境体験学習になっています。

環境意識を高め具体的な環境活動に発展させていくためには、継続した環境教育や学習、啓発活動を一層推進していく必要があります。

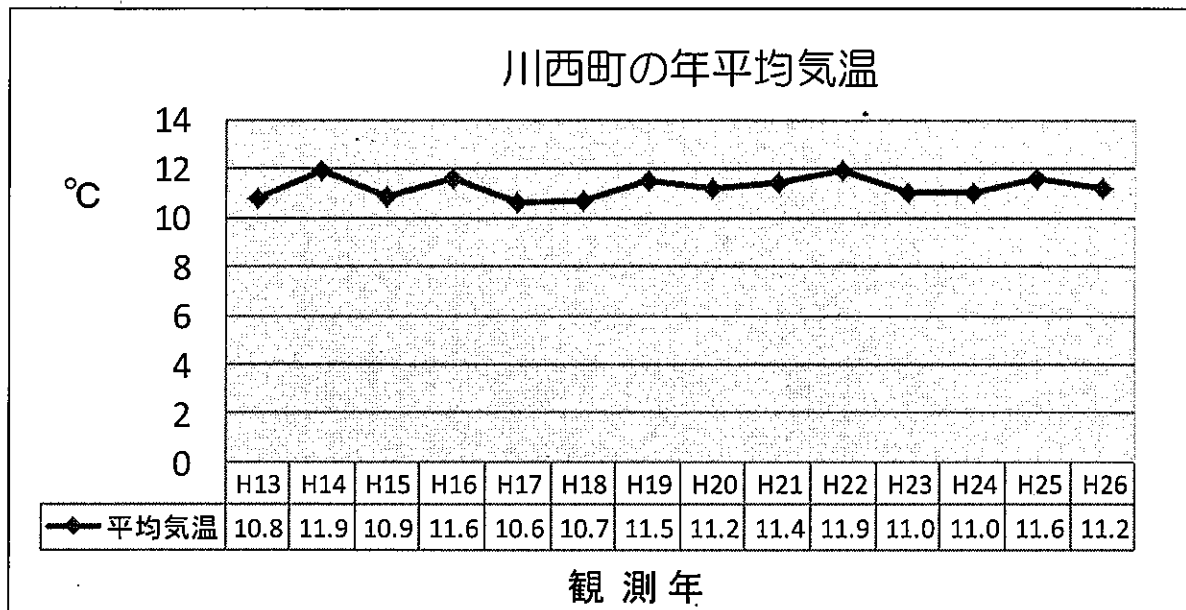
また、環境の保全に取り組む人材や団体の育成とともに、町民に環境問題に対する意識を率先して広く啓発するリーダー的人材や団体の養成を図る必要があります。

⑥地球温暖化対策

石油や石炭等の化石エネルギーを燃焼させることにより、二酸化炭素等の温室効果ガスが排出され、地球が温暖化してきています。

本町においても、年平均気温は11℃台を推移しており、身近な問題として捉えることができます。

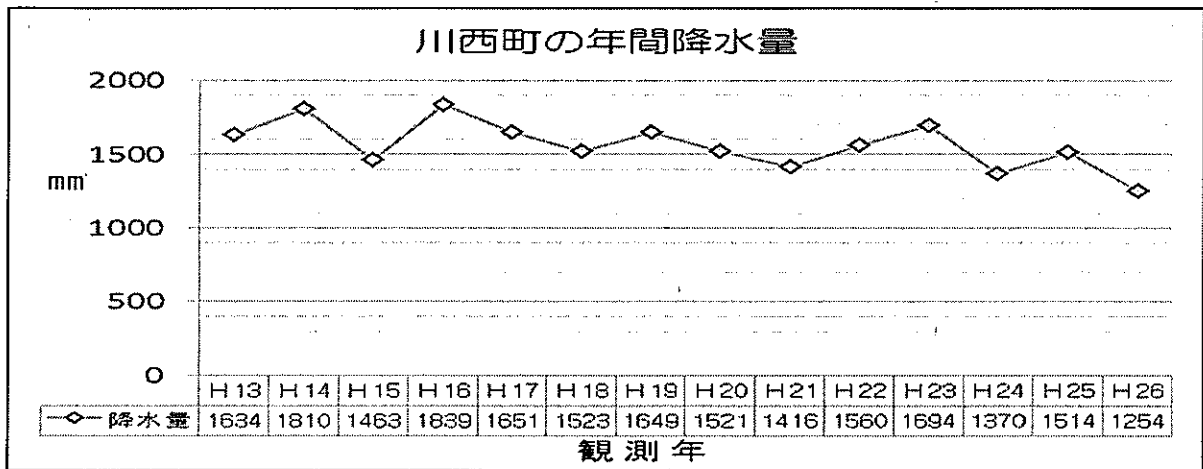
地球温暖化の防止については、町民一人ひとりの暮らしからの環境行動が必要不可欠となっており、積極的な省資源、省エネルギー等の環境配慮行動への取り組みや、平成27年度で終了する「川西町地域新エネルギービジョン」の具体的な施策である雪氷熱*等の再生可能エネルギー*の活用を図る必要があります。



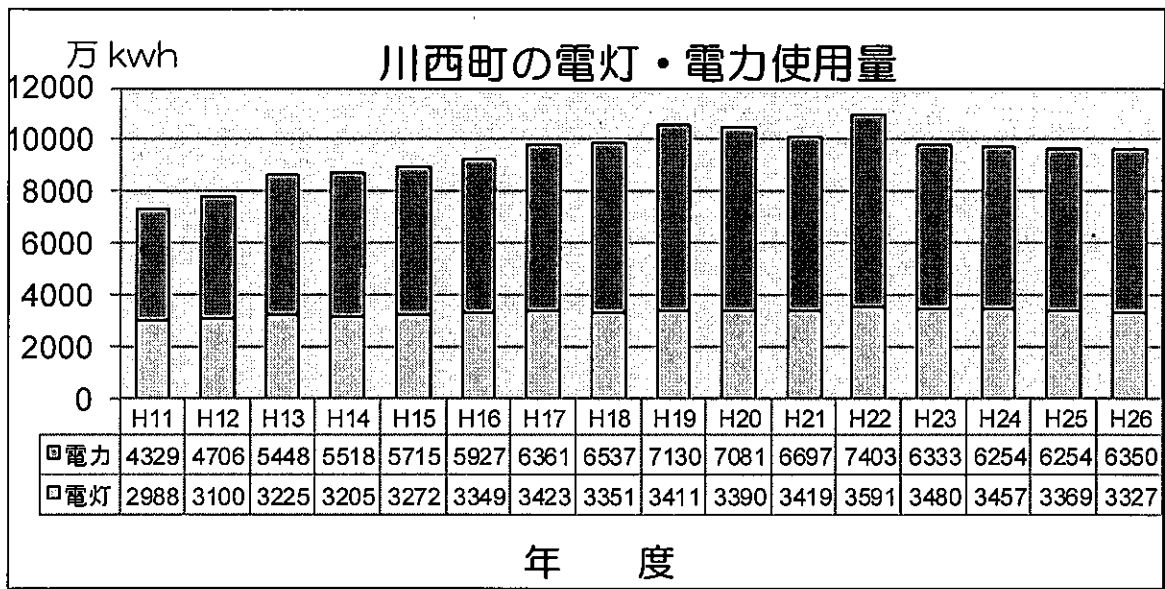
資料：消防署調べ

* 雪氷熱：雪を貯蔵して、野菜の保存や夏期の冷房の熱源として利用するものです。

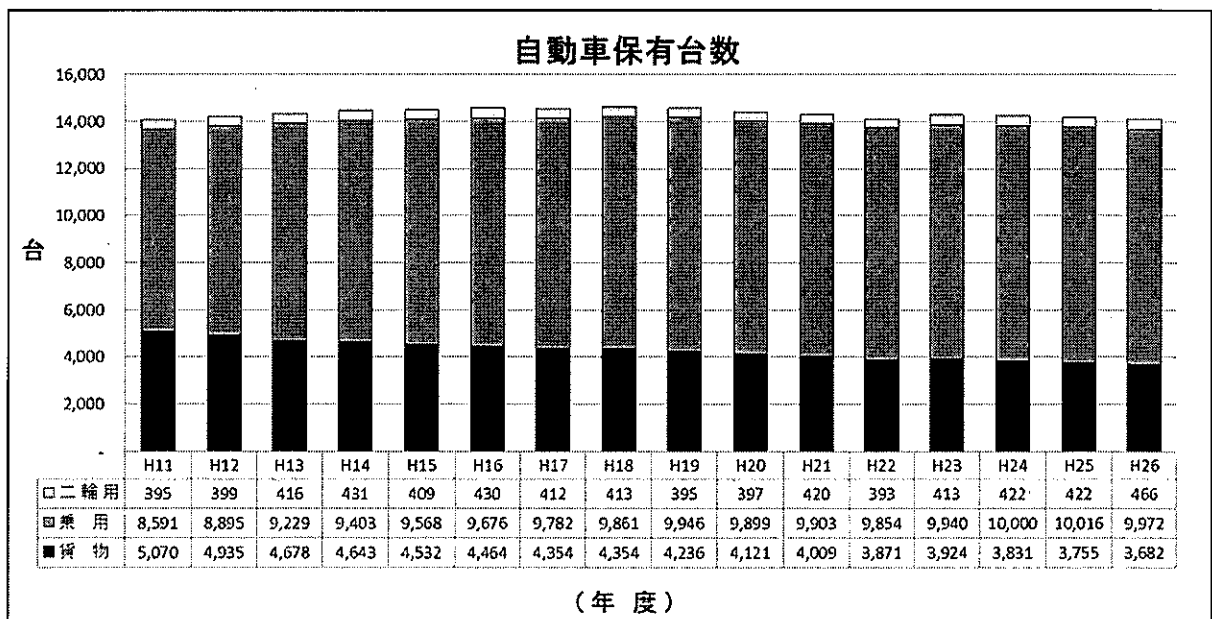
* 再生可能エネルギー：従来から使用されている石油、石炭、天然ガス、原子力などのエネルギーに対し、太陽光、風力、バイオマス、雪氷熱などの自然エネルギーのほか、木材資源や一般家庭や工場等から排出される廃棄物など、その地域に存在するエネルギーのことをいいます。



資料：川西町消防年報



資料：(株)東北電力



資料：山形県統計年鑑

⑦美しいまちづくり

町内各地区においては、「花いっぱい運動」に取り組んできた成果として、各種ボランティア団体等の自発的な行動が少しずつ芽生え、道路や河川等の清掃や環境美化が図られてきています。

このような取り組みは、行政と住民との協働の取り組みとして評価できるものがあるものの、環境活動に積極的に取り組んでいる他の先進自治体と比較すると、取り組みの度合いはまだ高いとは言えません。

また、町の花「ダリヤ」・さくらの丘づくり事業としての植樹事業を核に、四季を通してさまざまな花々が町のいたるところで咲き誇り、地域住民や各種団体等による自発的な環境美化が数多く見られる、「美しいまちづくり」を推進し、住民等の環境意識の醸成を図る必要があります。

⑧推進体制の確立

本計画の実行性を確保するため、町民、事業者等の積極的な参画と、施策を総合的に調整する機能が必要です。

町民、事業者等による計画の進行管理組織と庁内の進行管理組織とを整備し、二つが連携しPDCAサイクル*によって継続した取り組みを実行していくことが大変重要です。

* PDCAサイクル：PDCAサイクルとは、Plan（計画）、Do（実行）、Check（検証）、Action（改善）の頭文字を取った「計画・実行・検証・改善」を繰り返す継続的な活動のことをいいます。詳細は、「第4章 2. 計画の進行管理」を参照ください。

1. 将来像

本町の特徴である豊かな大地（緑）は、いにしえより受け継がれてきた自然豊かな山々が育む里山の恵み（丘）を受け、ここに住む一人ひとりが知恵と共に支えあう心（愛）によって、大きな夢と希望が享受でき、安心して暮らしの営みができます。

こうしたまちづくりを将来にわたり継承していくことが私たちの使命であり、町の将来像をかわにし未来ビジョン（第5次川西町総合計画）で掲げる町の将来像と同様に次のように設定します。

緑と愛と丘のあるまち

2. 基本目標

本町は、「水」や「空気」に代表されるこの緑豊かで美しい自然に抱かれ発展してきました。これからも本町が持続的に発展するためには、私たちは、これまで自然から受けてきた様々な恩恵に感謝しながら、これまでの生活行動や事業活動を省み、環境負荷の少ない行動をしなければなりません。

「水」は、雨となって大地へ降り注ぎ、そして私たちの生活の中に取り込まれ、また川へと戻され循環していく多様な生命の源です。

私たちには、最上川の上流に位置する者として、きれいな水をきれいな水として川に戻し下流域に供給する責任があります。

「空気」もまた、私たちを含む多様な生命の源であり、豊かな自然によって循環されています。その自然の循環に沿って、きれいな空気をきれいな空気として大切に循環させなければなりません。また、温室効果ガスを吸収する役割を担う豊かな自然を大切に守りながら、地球温暖化の防止を図り、自然と調和した良好な環境を創造することは、本町のみならず地球環境にとっても大変重要なことです。

私たちは、「水」や「空気」といった根幹的な環境要素を軸としながら、日常の生活や事業活動において、あらゆる環境負荷を低減させるとともに、環境保全行動を通し良好な環境の創造と地球環境の保全に努めなければなりません。

また、教育や学習、啓発を通して「川西の心」を育み、その「心」を未来のこどもたちへと引き継いでいかなければなりません。

私たちは、「地球は、子や孫からの預かり物である」ということを強く認識し、自らが当事者であるという意識を持ちながら、川西町及び地球全体の持続的な発展を目指し、川西町環境基本条例の基本理念を踏まえ、基本目標を次のように設定します。

3. 分野別目標

川西町環境基本条例（H15.3公布）の基本理念に基づき、分野別目標を次のように設定します。

基本理念（第3条）

- ◆環境の保全是、町民が健康で文化的な生活を営むことができる豊かな環境を健全に確保し、これを将来の世代に継承できるよう適切に行わなければならない。
- ◆環境の保全是、日常生活や事業活動から生ずる環境への負荷の低減に努めるとともに、資源及びエネルギーの効率的利用を図り、循環を基本とする社会の構築を進めながら、持続的発展を目指し、すべての者の公平な役割分担の下に自主的かつ積極的に行わなければならない。
- ◆環境の保全是、地域における多様な生態系を健全な状態で確保するとともに、人と自然との豊かな触れ合いを保つことにより、人と自然が共生できるよう適切に行わなければならない。
- ◆地球環境の保全是、人類の共通の課題であり、私たちの生活が国際的な相互依存関係の中で営まれていることを認識し、すべての事業活動及び日常生活において積極的に推進されなければならない。

潤いのある環境を創り、次世代へ伝えるまち

町民が健康で快適かつ文化的な生活を営むことのできる環境、また、「水」や「空気」を汚さない「心」と「花（ダリヤ）」による潤いの環境を創造し、これを次世代に継承できるまちを目指します。

資源を大切にし、環境にやさしいまち

環境への負荷の少ない持続的発展が可能な町を創るため、すべての者が役割を意識し、ごみの減量化や省エネ等の行動ができるまちを目指します。

人と自然が共に生きるまち

私たちは、農地や森林、里山といった自然が持つ機能や重要性を理解するとともに、自然がもたらす恩恵を再認識し、自然の生態系が健全に維持されるよう配慮するとともに、人と自然との共生が確保されるまちを目指します。

地球環境をみんなで守るまち

地球環境の保全は、人類共通の課題であるとともに、人類がその一部として存在していることを深く認識し、あらゆる事業活動及び日常生活において、教育や学習、啓発等を通じて学び、暮らしの中から積極的かつ自主的な行動ができるまちを目指します。

4. 計画のイメージ

将来像: 緑と愛と丘のあるまち

基本目標: つなげよう未来へ! きれいな水と空気と川西の心

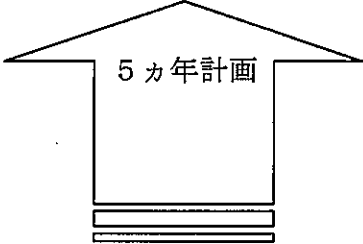
【例示】河川の保全
 ◇具体的施策
 「アダプトプログラムの活用」

町民・事業者
 アダプトプログラムにより、河川堤防や河川敷などにおける清掃、美化活動などへの参加・協力を努めます

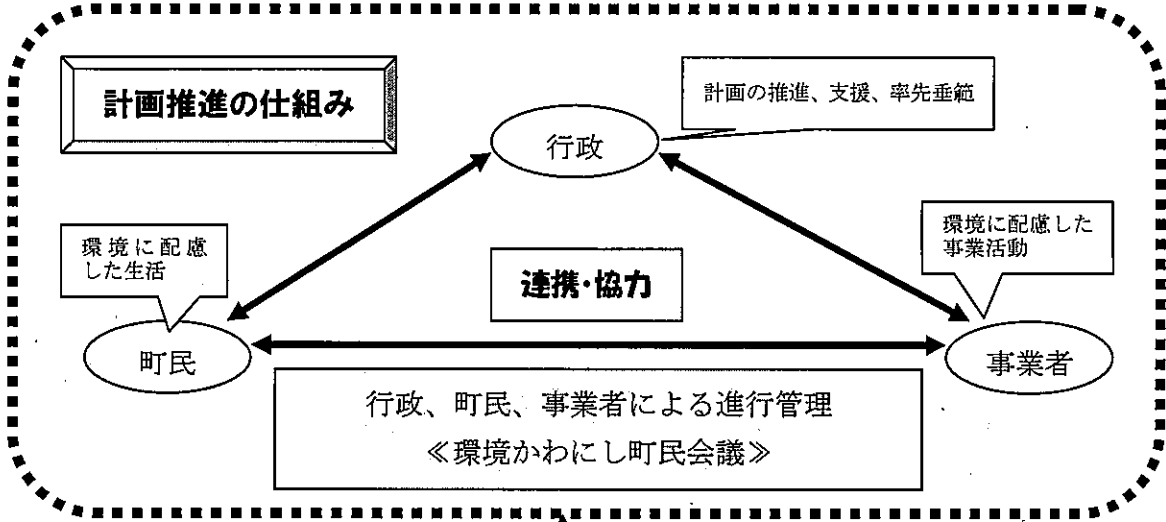
行政
 アダプトプログラム制度の活用や川西版アダプトプログラムの整備を通じ、河川堤防や河川敷などの住民等による清掃、美化活動を推進します

空気の浄化、水質の改善、ごみの排出量の減少、人材、団体の活躍等

数値目標の達成(環境指標)



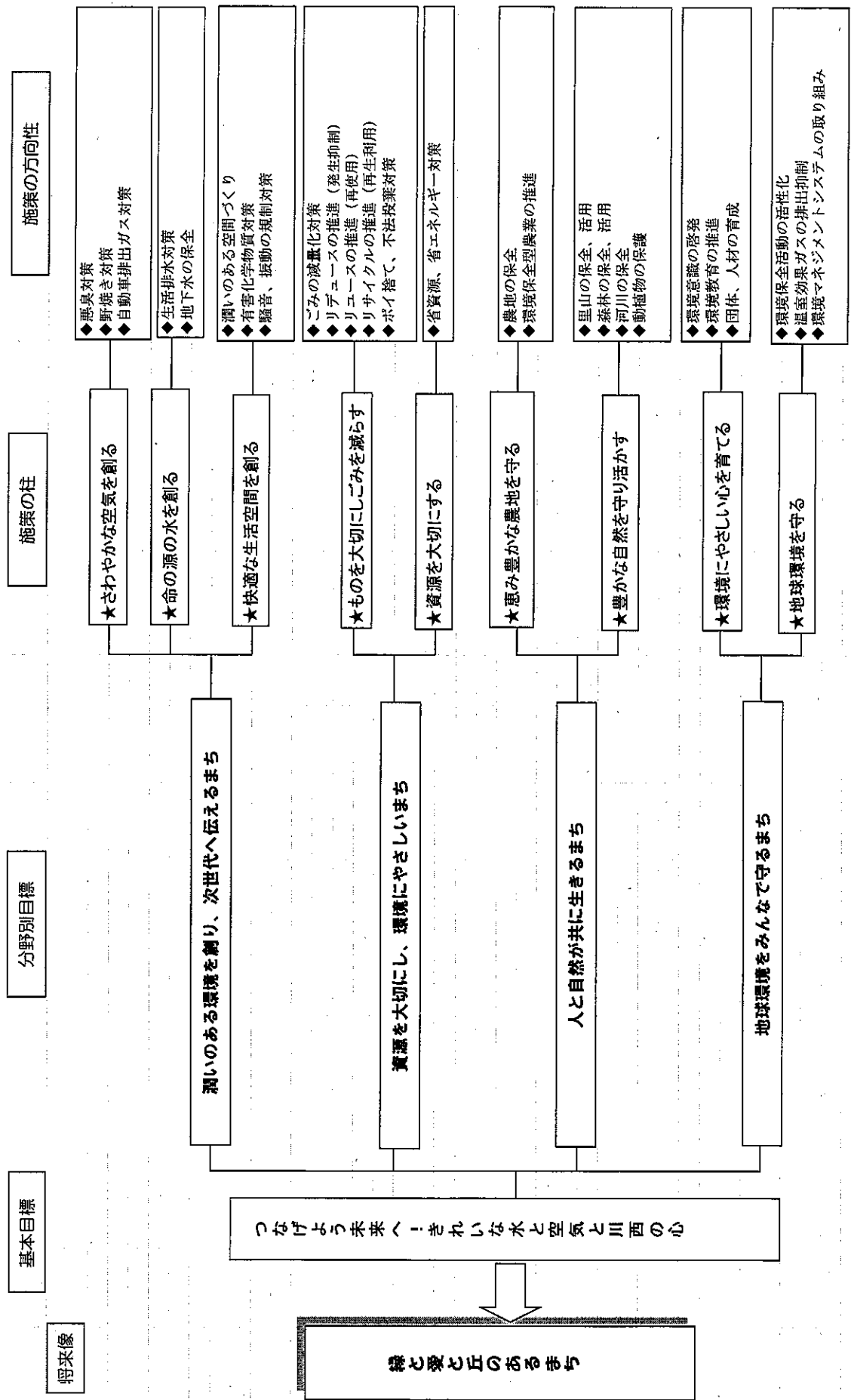
啓発、計画推進体制の確立 ⇒ 「気づき」



- 【課題】**
- ◆ 悪臭対策 ◆ 野焼き対策 ◆ きれいな水環境の創造 ◆ ごみの減量化
 - ◆ 環境意識、教育の向上 ◆ 地球温暖化対策 ◆ 美しいまちづくり

- 【社会を取り巻く環境】**
- ごみ問題 ■ ダイオキシン類問題
 - 地球温暖化問題 ■ オゾン層問題

5. 施策の体系



6. 各主体の役割

豊かな自然、良好な環境を守り、「緑と愛と丘のあるまち」を創造し、未来の子どもたちへ引き継いでいくために、町民、事業者、行政がお互いに連携・協力を図りながら自主的かつ積極的に行動し、次のような役割を担っていきます。

(1) 町民の役割

町民は、日常生活が環境の保全と創造に密接に関わっていることを認識し、環境問題への理解を深め、一人ひとりができることから始めることが大切です。

例えば、ごみの減量化や省資源・省エネルギー、環境の美化など、各家庭や職場、地域から、自らが積極的に行い環境にやさしい行動に努めます。

各種取り組みを行うにあたっては、事業者、行政と連携・協力していきます。

(2) 事業者の役割

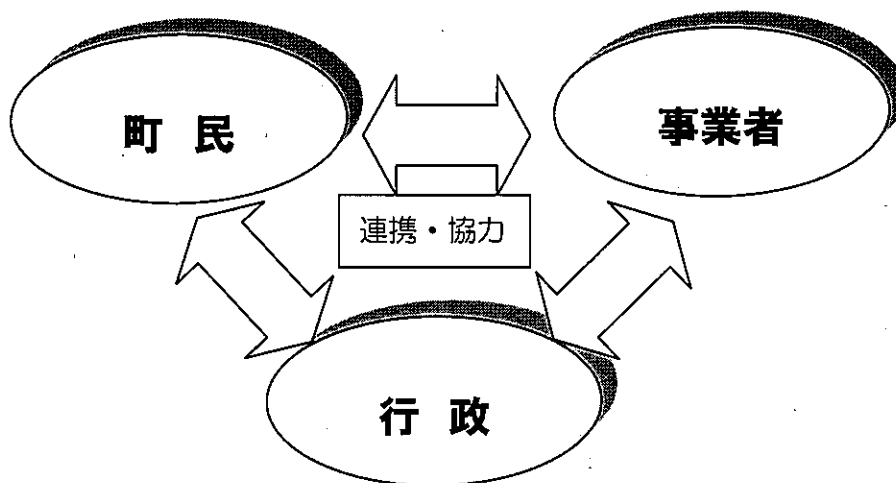
事業者は、日常の事業活動が環境の保全と創造に密接に関わっていることを認識し、環境問題への理解を深め、事業活動に際して公害を防止し、町民、行政と連携・協力していきます。

(3) 行政の役割

行政は、環境保全のための各種取り組みを国、県、関係機関と協力し総合的かつ計画的に推進するとともに、町民、事業者の環境問題に対する意識の高揚に努め、町民や事業者の環境行動を促します。

行政もエネルギーや資源を消費する事業者であることから、自らの全ての事務事業について環境の視点で見つめ直し、環境負荷の低減及び環境保全の積極的行動を率先して行います。

また、各種取り組みを行うにあたっては、町民、事業者と連携・協力するとともに、町民や事業者の取り組みを支援し、三者が一体となって推進していきます。



具体的取り組み

分野別目標：潤いのある環境を創り、次世代へ伝えるまち

1 さわやかな空気を創る

悪臭対策

具体的取り組み	各主体の役割	目標平成28～32年度の5年間の具体的事業	到達目標
①家畜排泄物や堆肥の適切な管理	事業者	◇「家畜排泄物処理法」に基づき、家畜排泄物や堆肥を適切に管理します。	<ul style="list-style-type: none"> ・家畜排せつ物の適切な管理、EM菌等活用の促進を図ります。 ・耕畜連携※1による「おきたまエコエリア構想」※2の推進を図ります。
	産業振興課	◆「家畜排泄物処理法」に基づき県と連携し大規模畜産農家の環境保全巡回指導を行います。 ◆「たまにわ堆肥センター」の円滑な運営支援を行います。	
②悪臭の発生抑制	町民・事業者	◇生活、事業活動の中で悪臭の発生抑制に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> ・苦情件数をゼロに近づけます。
	住民生活課 産業振興課	◆悪臭防止にEM※3を活用する等産業活動に伴う事業者への指導を行い、周辺環境の改善に努めます。 ◆関係住民の意見を反映するため、事業者と意見交換会を実施し、改善事項の確認を行います。	

野焼き対策

具体的取り組み	各主体の役割	目標平成28～32年度の5年間の具体的事業	到達目標
①野焼き禁止の徹底	町民・事業者	◇ごみの野焼きは一切行いません。	<ul style="list-style-type: none"> ・迷惑行為の撲滅を図ります。
	住民生活課	◆ダイオキシン類の有害性に関する情報を発信し、野焼き禁止の指導を行います。 ◆法律に適合しない焼却炉の使用を禁止します。	
②監視体制の整備	町民	◇川西町衛生組織連合会が主体となって実施する野焼きの監視指導に協力します。 ◇野焼きをみんなどで監視します。	<ul style="list-style-type: none"> ・迷惑行為の撲滅を図ります。
	住民生活課	◆川西町衛生組織連合会が主体となって全分会(全町)で野焼きの監視指導を展開します。 ◆町民及び不法投棄監視員から情報を得て、指導を強化します。	

③農業用プラスチック類の回収充実	町民・事業者	◇農業用プラスチックの焼却を行わず、適正に処理します。	・使用済みプラスチックの全量回収を目指します。
	産業振興課	◆JAとの協力のもと、現行の農業用使用済プラスチック類の回収の徹底・充実を図ります。	

自動車排出ガス対策

①エコドライブの推進	各主体の役割	目標平成28～32年度の5年間の具体的事業	到達目標
①エコドライブの推進	町民・事業者 総務課 まちづくり課 住民生活課	◇JAF(日本自動車連盟)が推奨する「エコドライブ」※4を実施します。 ◆JAF(日本自動車連盟)が推奨する「エコドライブ」を推進します。 ◆デマンド型乗合交通車において「エコドライブ」を推進します。 ◆エコドライブ講習会を開催します。	・エコドライブ講習会受講者数20名/年(町民対象) ・役場では全職員が「エコドライブ」に取り組みます。
②低排出ガス車の普及	町民・事業者 総務課 住民生活課	◇低公害車、低排出ガス車等の環境にやさしい車の購入、使用に努めます。 ◆公用車は低公害車、低排出ガス車等の環境にやさしい車の購入、使用に努めます。 ◆環境にやさしい車の情報提供を行います。	・公用車は全車両を低排出ガス車にします。 ・電気自動車等環境にやさしい
③自転車等の利用推進	町民・事業者 全課	◆自転車の使用を控え、徒歩や自転車による移動に努めます。	
④公共交通の利用促進	町民 未来づくり課 住民生活課	◇デマンド型乗合交通・米坂線・フラワー長井線等の公共交通手段を積極的に利用します。 ◆デマンド型乗合交通・米坂線・フラワー長井線等の利用促進のため、町報やホームページ等を利用し啓発を図ります。	・デマンド型乗合交通利用者： 年11,000人

※1 耕畜連携

米や野菜等を生産している耕種農家へ畜産農家から堆肥を供給したり、逆に転作田等で飼料作物を生産し畜産農家の家畜の飼料として供給する等、耕種サイドと畜産サイドの連携を図ること。中でも飼料イネは、転作田を水田として利用でき、かつ稲作用機械で管理できることから、作付面積が急激に拡大し注目されています。

※2 エコエリア構想

畜産堆肥等の有機性資源を活用し土づくりを行いながら、化学肥料や化学合成農薬を2、3割以上減らした農産物生産を置賜全ての地域で取り組む構想

※3 EM

EMとはEffective(有効な)Microorganisms(微生物群)の略です。25年ほど前に琉球大学の比嘉教授によって発見されました。EMには、良い働きをする善玉菌の微生物が80種類以上も含まれています。

※4 エコドライブ

1. ふんわりアクセル「eスタート」
2. 加減速の少ない運転
3. 早めのアクセルオフ
4. エアコンの使用は控えめに
5. アイドリングストップ
6. 暖気運転は適切に
7. 道路交通情報の活用
8. タイヤの空気圧はこまめにチェック
9. 不要な荷物は積まずに走行
10. 駐車場に注意

2 命の源の水を創る

生活排水対策

具体的取り組み	各主体の役割	目標平成28～32年度の5年間の具体的事業	到達目標
①水質調査の実施	住民生活課	◆萩野堀、天神堀、中小松堀の水質調査を実施し、データを公表するとともに水質の保全を図ります。	・水質の保全に努めます。
②公共下水道、農業集落排水への接続促進	町民・事業者 地域整備課	◇公共下水道、農業集落排水が整備されているところでは速やかに加入、接続します。 ◆公共下水道、農業集落排水の未加入世帯や事業者に対し、戸別訪問を実施し、加入・接続を働きかけます。 ◆水洗化改造資金への利子補給を引き続き補助します。	・水洗化率82.0%を目指します。
③合併処理浄化槽の設置促進	町民・事業者 地域整備課	◇公共下水道、農業集落排水が整備されていないところでは合併浄化槽の設置に努めます。 ◆合併浄化槽(個人設置型)の設置補助を行います。 ◆市町村設置型の研究を行います。	・補助戸数130基を目指します。 ・水洗化人口5,128人を目指します。
④使用済み食用油の回収推進	町民 事業者 住民生活課	◇町の実施する食用油の回収に協力します。 ◇使用済み食用油を流さないようにします。 ◆使用済み食用油の回収を推進します。	・回収量目標 4,000L/年
⑤石鹼洗剤への切り替え	町民・事業者 住民生活課 総務課 教育総務課	◇合成洗剤の使用を控え、石鹼洗剤を使用するよう努めます。 ◆合成洗剤から環境負荷の少ない石鹼洗剤への使用切り替えを啓発します。 ◆役場等の公共施設では合成洗剤に替え石鹼洗剤を使用します。 ◆学校での石鹼洗剤使用に更なる普及啓発を行います。	・水質の保全に努めます。
⑥水路清掃活動の促進	町民・事業者 地域整備課	◇自治会や団体・事業所等が行う水路の清掃活動に参加・協力します。 ◆自治会や団体・事業所等が行う水路の清掃活動を支援します。	・自主活動団体等の拡大を目指します。

地下水の保全			
具体的取り組み	各主体の役割	目標平成28～32年度の5年間の具体的事業	到達目標
①水質調査の実施	住民生活課	◆水質汚濁を未然に防止するため、県と合同で地下水井戸の定期検査を実施し、地下水の汚染状況を把握します。	・地下水の状況を把握します。
	町民・事業者	◇地盤沈下を未然に防止するため、適正な揚水に努めます。 ◇井戸を掘る場合には「山形県地下水の採取の適正化に関する条例」に基づき届出を行います。	・地下水の状況を把握します。
②地下水の適正利用の促進	住民生活課	◆地盤沈下を未然に防止するため、地下水採取届の周知を図ります。	

3 快適な生活空間を創る

潤いのある空間づくり

具体的取り組み		各主体の役割	目標平成28～32年度の5年間の具体的事業	到達目標
①市街地への水空間づくり	地域整備課	◆市街地にある3水路の環境用水として水利権を取得し、通年通水の確保に努めます。 ◇道路や家庭の庭等に町の花ダリヤをはじめとする花を植栽し、美しい町づくりに参加・協力します。 ◆各地区の花いっぱい運動の取り組みを支援し、花づくりの推進を図ります。	◆通年通水を図ります。 ・花による景観づくりに努めます。	
②ダリヤ（花）のまちづくり	町民・事業者 まちづくり課	◆各地区に植栽した桜を適正に管理します。 ◆さくら見守り隊との連携を図り、桜の名所づくりを推進します。	◆さくらの丘づくりを推進します。	
③さくらの丘づくりの推進	町民・事業者 まちづくり課	◆アダプトプログラム※1等を活用し、地域、団体などによる道路沿線の緑化、河川、街路樹、公園等の維持管理、環境美化活動に参加・協力します。 ◇景観を損ねている不用看板の撤去に努めます。 ◆国事業への参加協力を呼びかけます。 ◆県のアダプト事業への参加を呼びかけます。 ◆町のアダプト事業により、町道、河川、公園等の環境美化を推進します。 ◆各地区の花いっぱい運動の取り組みを支援し、花づくりの推進を図ります。 ◆景観を損ねている不用看板の撤去に努めます。	◆県アダプト:35団体 ◆川西版アダプト:15団体	
④環境美化の推進	地域整備課 まちづくり課	◆生活環境に悪影響を与える動植物の調査研究と対策に努めます。 ◆農作物被害防止に努めます。	◆生活環境を守ります。	
⑤有害動植物対策	住民生活課 産業振興課 農地林務課	◆空き家の所有者等は、常に空き家等の適正な管理に努めます。 ◆空家調査を行い現状を把握し、関係機関と対策を検討します。	◆生活環境を守ります。	
⑥空家対策	町民 住民生活課			

有害化学物質対策			
具体的取り組み	各主体の役割	目標平成28～32年度の5年間の具体的事業	到達目標
①有害化学物質の情報提供	住民生活課	◆空間放射線量の測定を行い、町報やホームページ等で公表します。	・ダイオキシン類の監視を行います
②空間放射線量の情報提供	総務課 住民生活課 産業振興課		
騒音、振動の規制対策			
具体的取り組み	各主体の役割	目標平成28～32年度の5年間の具体的事業	到達目標
①騒音・振動規制法の順守	町民・事業者 住民生活課	◇指定地域の騒音規制法、振動規制法に該当する特定施設設置及び特定作業実施の際には届出を行います。 ◆指定地域の騒音規制法、振動規制法に該当する特定施設及び特定作業実施届の周知を図ります。	・公害の未然防止を図ります。

※1アダプトプログラム

アダプトプログラムとは、公園や道路等の公共施設の一部を養子(アダプト)として提供し、地元住民や企業、団体が里親になって施設維持や美化活動を行う制度のことです。

分野別目標：資源を大切にし、環境にやさしいまち

1 ものを大切にしごみを減らす

ごみの減量化対策

具体的取り組み		各主体の役割	目標平成28～32年度の5年間の具体的事業	到達目標
①ごみの適正処理		町民	◇「ごみ分別の手引き」を活用し適正なごみの処理を行うとともに、減量化を図るため積極的に分別を行います。	・ごみ減量15%減を目指します。
		事業者	◇事業系ごみは、許可業者への委託等により適正に処理するとともに、減量化を図るため積極的に分別を行います。	
		住民生活課	◆引き続き川西町衛生組織連合会の協力を得ながら分別を徹底し、ごみと資源物の出し方を啓発します。 ◆廃棄物の処理及び清掃に関する法律により、事業系一般廃棄物と産業廃棄物の区分けを徹底します。	
②生ごみの堆肥化		町民	◇コンポストや生ごみ処理機、EMIぼかし菌等による生ごみの堆肥化に努めます。	・生ごみ堆肥化を定着させます。
		教育総務課 住民生活課	◆学校及び幼児施設における生ごみ堆肥化を推進します。 ◆生ゴミ堆肥化実践参加者を募集し、堆肥化の定着を図ります。 ◆EM講習会、出前講座による生ごみ堆肥化の情報発信に努めます。	
③資源ごみ回収の充実		町民	◇紙類・ビン類・缶類の分別を徹底し、ごみの減量化に努めます。	・リサイクル率20%を目指します。
		住民生活課	◆紙類・ビン類・缶類の分別の指導啓発を行い、資源ごみ回収量を増やします。 ◆布類の資源化を目指します。	
④集団資源回収の促進		町民	◇児童愛護会、学校、地域等による集団資源回収に参加・協力します。	・リサイクル率20%を目指します。
		住民生活課	◆地域との協力で集団資源回収を促進します。	
⑤ごみ処理費用等の情報発信		住民生活課	◆ごみに対する町民の意識を醸成するため、ごみ処理に係る費用を町報やホームページ等で周知します。	・ごみ減量15%減を目指します。

リデュース（発生抑制）の推進			
具体的取り組み	各主体の役割	目標平成28～32年度の5年間の具体的な事業	到達目標
①マイバッグ・簡易包装運動	町民	◇マイバッグの持参や過剰包装を断る等、ごみの発生抑制に努めます。 ◇簡易包装に努め、ごみの発生を抑制します。	・3Rの定着を図ります。 ・マイバッグ持参率95%を目指します。
	事業所 産業振興課 住民生活課		
②マイバッグ・簡易包装運動		◆商工会等と連携し、マイバッグ・簡易包装運動を推進します。 ◆レジ袋無料配布中止店舗を拡大します。 ◆風呂敷の活用を啓発します。	
リユース（再使用）の推進			
具体的取り組み	各主体の役割	目標平成28～32年度の5年間の具体的な事業	到達目標
①リユースの促進	町民・事業者	◇フリーマーケットやバザーへ参加・協力します。 ◇積極的にリターナブル容器を利用します。 ◆フリーマーケットやバザーの開催を働きかけます。 ◆リターナブル容器の利用を啓発します。 ◆モノの長期的使用を啓発します。	・3Rの定着を図ります。
	住民生活課 総務課		
リサイクル（再生利用）の推進			
具体的取り組み	各主体の役割	目標平成28～32年度の5年間の具体的な事業	到達目標
①資源ごみ回収の充実	町民	◇紙類・ビン類・缶類の分別を徹底し、ごみの減量化に努めます。 ◆紙類・ビン類・缶類の分別の指導啓発を行い、資源ごみ回収量を増やします。 ◆布類の資源化を目指します。	・リサイクル率20%を目指します。
	住民生活課		
②グリーン購入の推進	町民・事業者 全課	◇環境にやさしい商品の購入に努めます。 ◆環境にやさしい商品を購入します。 ◇町の実施する食用油の回収に協力します。 ◇使用済み食用油を流さないようにします。 ◆使用済み食用油の回収を推進し、BDF、石鹸等へリサイクルします。	・回収量目標 4,000L/年
	町民 事業者 住民生活課		
③使用済み食用油のリサイクル			

具体的取り組み	各主体の役割	目標平成28～32年度の5年間の具体的事業	到達目標
④資源ごみ袋の活用	町民 住民生活課	◇プラスチック・ペットボトルの分別を徹底し、資源ごみ回収に協力します。 ◆資源ごみ回収量の増加に努めます。	・リサイクル率20%を目指します。
ポイ捨て不法投棄対策			
具体的取り組み	各主体の役割	目標平成28～32年度の5年間の具体的事業	到達目標
①環境美化による捨てにくい環境づくり	町民・事業者 地域整備課 まちづくり課	◇地域や自治会、団体、事業所等による道路や公園、河川等の清掃や美化活動に参加・協力します。 ◆各地区の環境美化活動を支援し、きれいな街づくりを推進します。 ◆アダプト事業への参加を呼びかけ、環境美化を推進します。	・ごみのないきれいな街を目指します。
②ポイ捨て禁止	町民・事業者 住民生活課	◇どのような場所であっても、空き缶、吸い殻等のごみは捨てません。 ◆不法投棄防止看板の設置や監視活動で啓発します。 ◆ポイ捨て防止ネットを設置し、捨てにくい環境をつくります。 ◆監視カメラやソーラーライト等の設置により抑止します。	・ポイ捨てのない環境をつくります。
③犬のフン持ち帰り	町民 住民生活課	◇散歩には袋等を携行しフンは持ち帰ります。 ◆犬の散歩時の袋等の携行やフンの持ち帰りを看板設置等により啓発を図ります。	・犬のフンが落ちていない町を目指します。
④不法投棄監視員活動の充実	住民生活課	◆不法投棄の防止、早期発見を図るため、不法投棄監視員制度を充実し継続します。	・不法投棄のない町を目指します。
⑤原状回復作業の実施	町民 住民生活課	◇不法投棄現場の原状回復作業に協力します。 ◆不法投棄防止対策協議会と連携し、原状回復作業を実施します。 ◆原状回復作業を地域の町民等との協働により実施します。	・不法投棄場所は速やかに原状回復します。

2 資源を大切にす

省資源・省エネルギー対策

具体的取り組み	各主体の役割	目標平成28～32年度の5年間の具体的事業	到達目標
①省資源・省エネ行動	町民・事業者 全課	<p>◇山形県地球温暖化防止県民運動推進協議会主催の、笑顔で省エネ県民運動「家庭のアクション」への参加を図ります。</p> <p>◆山形県地球温暖化防止県民運動推進協議会主催の、笑顔で省エネ県民運動「家庭のアクション」への参加周知を図ります。</p> <p>◆公共機関における省資源・省エネ行動を实践します。</p>	<p>・家庭のアクションに500世帯の参加を目指します。</p>

分野別目標：人と自然が共に生きるまち

1 恵み豊かな農地を守る

農地の保全

農地の保全		農地の保全		到達目標
具体的取り組み	各主体の役割	目標平成28～32年度の5年間の具体的事業		
①農地の維持保全	事業者	◇農地の適切な維持・保全に努めます。		・農用地の利用集積と効率化により農地の保全を図ります。
	産業振興課	◆新規就農者等の農業従事者を育成し農地の維持、保全を推進します。 ◆町内全域に設立した農用地利用改善団体を活用し、農用地の利用調整を進めます。 ◆地域営農システムを確立し、地域における農地の保全に努めます。		
②農地の多面的機能の維持	町民・事業者	◇農地のもつ水源涵養や景観保全など、生産機能以外の多面的機能の重要性を認識するよう努めます。		・農村環境・農地保全を図ります。 ・各地域における資源保全管理構想の作成と実践を支援します。
	農地林務課	◆農地の多面的機能を認識し、農村環境の保全を推進します。 ◆農業水利施設が持つ多面的機能の維持のため、関係団体と連携し、管理体制の整備を図ります。 ◆中山間地域等直接支払制度及び多面的機能支払制度を活用し、農地の維持向上を推進します。		
③遊休農地・耕作放棄地の有効利用	事業者	◇遊休農地や耕作放棄地の防止に努めます。		・遊休農地、耕作放棄地の有効な活用を図ります。 ・耕作放棄地、遊休農地の再生を促進します。
	産業振興課 農地林務課	◆遊休農地や耕作放棄地の防止と有効利用を検討します。 ◆農業委員会と連携した農地パトロールを充実し、耕作放棄地の解消、防止に努めます。		
④グリーンツーリズムの推進	町民・事業者	◇グリーンツーリズム等の受け入れに協力します。		
	まちづくり課 産業振興課	◆やまがた里の暮らし推進機構の運営を支援します。 ◆農業体験ツアー、ワーキングホリデーの受入実践等を行います。 ◆子ども農山漁村交流プロジェクトを推進します。		

環境保全型農業の推進

具体的取り組み	各主体の役割	目標平成28～32年度の5年間の具体的事業	到達目標
① 減化学肥料・減農薬の推進	事業者 産業振興課	◇化学肥料の使用量を減らし堆肥を活用した土づくりとともに、農薬の使用量を減らした安全な農産物づくりに努めます。 ◆たまにわ堆肥センターを活用し、有機質肥料による土づくりから安全安心な農産物の生産拡大を支援します。 ◆たまにわ堆肥センターを核に耕畜連携を図ります。	・水稲の有機栽培、特別栽培を推進し環境保全とエコファーマー※1の養成を図ります。
② 地産地消の推進	町民・事業者 産業振興課	◇地場農産物の地域内消費に努めます。 ◆かわにし産直連絡会による地場農産物加工品開発を行うとともに、スーパーや量販店等における地場産品の販売事業等の検討を行います。 ◆地元飲食店や学校給食への地場農産物の供給を図ります。	・川西町産直加工者の商品開発、販路拡大を図ります。 ・地元飲食店、学校給食への供給を図ります。
③ 安全安心な農産物によるブランド化	事業者 産業振興課	◇減化学肥料、減農薬等の環境保全型農業※2により「安全安心な川西ブランド」を確立に努めます。 ◆安全安心な農産物づくり、地産地消※3の取り組みにおける顔の見える農産物づくりによって、「安全安心な川西ブランド」の確立を図ります。	・堆肥センターを核とした耕畜連携から減農薬、堆肥活用、土づくりの環境保全を図ります。

※1 エコファーマー
堆肥等を使った土づくりと、化学肥料・化学農薬の使用の低減を一体的に行う農業者の愛称です。

※2 環境保全型農業
土作り等を通じて化学肥料、農薬の使用等による環境負荷の軽減に配慮した持続的な環境にやさしい農業のことです。

※3 地産地消
地域で生産された農林水産物とそれを主たる原料とした加工品をその地域で消費することです。

2 豊かな自然を守る			
里山の保全、活用			
具体的取り組み	各主体の役割	目標平成28～32年度の5年間の具体的事業	到達目標
①学習交流プログラムの実施	町民	◇自然観察会や歴史学習会に積極的に参加します。	<ul style="list-style-type: none"> ・来訪者拡大(年2,000人を目標) ・毎月(5月から10月)の自然観察会及び保全活動を実施します。 ・保全団体の自立を目指します。
	生涯学習課	◆里山の持つ魅力を生かし、下小松古墳群等での自然観察会や歴史学習会を実施します。	
		◆自生する動植物の生態環境を保全します。	
森林の保全、活用			
具体的取り組み	各主体の役割	目標平成28～32年度の5年間の具体的事業	到達目標
①環境保全機能の維持	町民・事業者	◇森林が持つ地球温暖化の原因となる温室効果ガス(二酸化炭素等)の浄化や、水源涵養※1等の多面的機能の重要性について認識を深めます。	<ul style="list-style-type: none"> ・みどり環境税事業による地域住民の意識啓発を図ります。
	農地林務課	◆森林が持つ地球温暖化の原因となる温室効果ガス(二酸化炭素等)の浄化や、水源涵養等の多面的機能の重要性について啓発します。	
②森林のレクリエーション活用	町民・事業者	◇里山の保全を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ・四季を通じた事業実施と誰もが楽しめる森林公園化を目指します。
	産業振興課 生涯学習課	◇マウンテンバイク大会やスノーシューツアー、ウォーキング等、里山での自然とのふれあいの場を創出します。	
		◆森林組合等が行う私有林の間伐等に対し、支援します。	
③森林の適正管理の推進	農地林務課	◆町有林の間伐等を計画的に行います。	<ul style="list-style-type: none"> ・造林、間伐、松くい虫・ナラ枯れ対策の適期実施の実施を図ります。
河川の保全			
具体的取り組み	各主体の役割	目標平成28～32年度の5年間の具体的事業	到達目標
①水質調査の実施	住民生活課	◆水質調査を山口沢川は毎年、千松寺地区は隔年実施し、データを公表します。	<ul style="list-style-type: none"> ・水質を保全します。

②アダプトプログラムの活用	町民・事業者	◇アダプトプログラムの整備を通じ、河川堤防や河川敷などの清掃、環境保全活動への参加・協力を努めます。	・県アダプト:30団体 ・川西版アダプト:10団体
	地域整備課	◆県のアダプト事業への参加を呼びかけます。 ◆町のアダプト事業により、支障木の伐採、草刈りなど河川の環境保全を推進します。	
	地域整備課	◆河川愛護の啓発と河川愛護デーに町民参画のもと清掃活動を実施します。	

③河川愛護の推進

動植物の保護

具体的取り組み	各主体の役割	目標平成28～32年度の5年間の具体的事業	到達目標
①動植物の保護	町民・事業者	◇貴重な動植物を大切にし、むやみに捕獲したり、生息する環境を乱したりしないようにします。	・安定した生息域を確保します。
	生涯学習課	◆天然記念物や絶滅危惧種等希少動植物の保全学習会を開催します。 ◆生息地の拡張とPRを行います。 ◆保護団体の充実を図ります。	
	町民・事業者	◇生態系に影響を与える有害外来種は持ち込みません。 ◇有害外来種の駆除に協力します。	
②有害外来種の移入抑制・駆除	町民・事業者	◆関係機関と協力し、有害外来種(ブラックバス、ブルーギル等)の移入禁止を啓発するとともに駆除を実施します。	・県南漁協、土地改良区等と連携した対応、監視を図ります。
	産業振興課	◆環境学習等に活用するビオトープ※2による動植物の保護を推進します。	
③ビオトープの活用	農地林務課		・自然環境の維持、希少昆虫等の保護を図ります。

※1 水源涵養

降雨を地表や地中に一時的に蓄えとともに、地下に浸透させ、降雨が河川等に直接流入するのを調整し、下流における水資源の保全や洪水の防止、地下水等を維持し増進する自然の働きのことです。

※2 ビオトープ

生物を意味するBioと場所を意味するTopeから作られた造語で、生態系として特定の生物群集が生存する上で必要な単位空間のことをいいます。一般的には、ある程度まとまりのある生息空間といった意味で使われます。

分野別目標：地球環境をみんなで守るまち

1 環境にやさしい心を育てる

環境意識の啓発

具体的取り組み	各主体の役割	目標平成28～32年度の5年間の具体的事業	到達目標
①環境イベント等の実施	町民 住民生活課 地域整備課 産業振興課	◇環境意識を高めるため、環境イベント等に積極的に参加し、環境意識を高めます。 ◆町報やホームページ等を活用し、環境に関する情報を積極的に発信します。 ◆環境イベントの開催や他イベントに環境コーナーを設置して啓発を図ります。	・年1回以上開催します。

環境教育の推進

具体的取り組み	各主体の役割	目標平成28～32年度の5年間の具体的事業	到達目標
①環境教育の推進	教育総務課 生涯学習課 住民生活課	◇総合学習における出前講座の活用、学校ごとの省エネ活動計画を作成し実践します。 ◆新エネルギー使用教材を利用した環境学習を実施します。 ◆雪崩房システム等の出前講座、視察受け入れを行います。 ◆各小学校で、EMによるプール清掃等を実施しながら、環境教育を進めていきます。	・学校での環境に関する出前講座を実施するとともに、省エネ活動計画を作成します。
②環境出前講座の活用・推進	町民・事業者 住民生活課	◇出前講座を活用し、環境に対する理解を深めます。 ◆企業、自治会、団体、サークル等に積極的な活用をPRします。	・年10回の開催、受講者100名を目標とします。
③環境関連施設見学会の実施	町民 住民生活課	◇廃棄物処理施設やリサイクル処理施設などの見学会に積極的に参加します。 ◆自分たちの出したごみなどがどのように処理されているのかを学ぶため、千代田クリーンセンターやリサイクル処理施設等の見学会を開催します。	・年1回以上開催します。
④自然と親しむ学習会の開催	町民 生涯学習課	◇里山での自然と親しむ学習会に参加します。 ◆下小松古墳群等里山を活用した学習会を開催します。	・自然保護団体と協働で年2回の学習会を開催します。 ・例会を月初めに5月から10月まで行い、案内学習会を開催します。

⑤環境研修の実施

住民生活課 総務課	◆人材を育成するため、職員や環境かわにし町民会議委員等に対し環境研修を実施します。 ◆職員研修計画に基づき環境研修を実施します。	・年2回以上の研修を目標とします。
--------------	---	-------------------

団体・人材の育成

具体的取り組み	各主体の役割	目標平成28～32年度の5年間の具体的な事業	到達目標
①環境アドバイザーの養成	住民生活課	◆県等の協力を得ながら、環境アドバイザー養成講座を開設し、アドバイザーを養成します。	・環境アドバイザー 10人
②環境サポーターの育成	住民生活課	◆環境行動を実践している方をサポーターとして育成します。	・環境サポーター 10人
③団体・リーダーの育成	住民生活課	◆研修会や学習会を開催し、環境活動団体やリーダーを育成するとともに環境保護活動に対し支援します。	・環境活動団体の支援とともに 環境アドバイザーやサポーターと連携した活動を行います。
④グリーンコンシューマーマーの養成	住民生活課	◆環境教育や啓発により、環境意識を高めグリーンコンシューマーマー(環境を意識して生活する人)※1を養成します。	

※1 グリーンコンシューマーマー

自然環境に配慮して生活する消費者のことで、エネルギーを節約して作った製品や、リサイクルまたはリユースできる製品を選んで買う消費者のことです。さらに環境にいい製品を作ったり、購入するよう働きかける人のことも指しています。

2 地球環境を守る

環境保全活動の活性化

環境保全活動の活性化		到達目標	
具体的取り組み	各主体の役割	目標平成28～32年度の5年間の具体的事業	
①環境保全・美化活動	町民・事業者	◇地域や団体等による花いっぱい運動等の環境保全・美化活動に参加・協力します。 ◇地域や団体等による花いっぱい運動を支援します。 ◇職員による積極的な環境保全活動への取り組みを推進します。	・PDCAサイクルによる継続的な改善を図ります。
	全課		
	町民・事業者		
②計画の推進	住民生活課	◇環境基本計画の内容を理解し具体的取組に努めます。 ◇内部組織、外部組織による年度計画の進行管理と実行性のある具体的取組みを推進します。	・EM利用効果の拡大を目指します。
	住民生活課、産業振興課、教育総務課		
③EM活用の継続		◇EMでの消臭効果を周知します。 ◇鏡沼等の水質浄化での活用を行います。 ◇小学校プール清掃での活用を行います。	

温室効果ガスの排出抑制

温室効果ガスの排出抑制		到達目標	
具体的取り組み	各主体の役割	目標平成28～32年度の5年間の具体的事業	
①自動車排出ガスの抑制	町民・事業者	◇施策の方向性「自動車排出ガス対策」により、二酸化炭素等の温室効果ガスの排出を抑制し、地球温暖化防止に努めます。 ◇省資源・省エネ行動を実践し、地球温暖化防止に努めます。	・公共施設での新エネルギー利用 4件
	全課		
②省エネ・再生可能エネの推進	町民・事業者	◇再生可能エネルギー導入に向けた調査検討を行います。 ◇新エネルギーのシンボリックな施設であるフレンドリープラザ雪冷房システムは、システムの安定稼働及び本システムによる新エネルギーの普及啓発に努めます。 ◇公共施設への導入は、施設の修繕計画や有効な国の補助制度等を勘案しながら検討します。 ◇産業分野への導入は、天然ガスの利用等や新エネルギー関連企業の誘致について、関係機関の動向を注視しながら検討します。 ◇農業分野への導入は、経営の面からエネルギーコストの削減が魅力であることから、農業実態に即した新エネルギー活用策について検討します。 ◇林業分野への導入は、林業振興や里山再生事業と合わせて木質バイオマス活用等について検討します。 ◇新エネルギーの普及啓発は、町報やホームページ等の広報媒体を活用するとともに、出前講座による環境学習や視察受け入れを図ります。 ◇導入に対する補助制度は、国や県の動向の情報収集に努め、必要に応じて見直し等を行いながら新エネルギー普及に向けた施策を展開します。 ◇役場等の公共施設では、クールビズ、ウォームビズ推進の周知徹底を図ります。 ◇薪ストーブ及びベレットストーブの導入に助成を行います。	
	総務課 未来づくり課 生涯学習課 住民生活課 産業振興課 農地林務課		

③ 森林機能の維持保全	町民・事業者	◇施策の方向性「森林の保全」により、二酸化炭素等の温室効果ガスの吸収を促進し、地球温暖化防止に努めます。	・造林、間伐、松くい虫・ナラ枯れ対策の適期実施の実施を図ります。
	農地林務課		
④ エコチャレンジの推進	町民	◇エコチャレンジ（環境家計簿等による各家庭内の資源の節約を促す事業）に取り組みます。	・省エネ生活の定着を目指します。
	住民生活課	◆エコチャレンジ等による各家庭内の資源の節約を促す事業のPRと結果の周知を行います。	

環境マネジメントシステムの取り組み

具体的取り組み	各主体の役割	目標平成28～32年度の5年間の具体的事業	到達目標
① 環境マネジメントシステム（EMS）の取り組み	全課	◆川西町環境マネジメントシステム(EMS)※1に基づき、事務事業の中で環境保全行動を行います。	・効果的なEMSの運用管理に努めます。
② 学校版環境マネジメントシステムの取り組み	教育総務課	◆小中学校を対象にした「学校版環境マネジメントシステム(学校版EMS)」を整備し、学校からの環境保全行動に取り組みます。	・学校版EMS導入を検討します。
③ 地域版環境マネジメントシステムの取り組み	住民生活課	◆川西町地球温暖化対策防止実行計画(区域施策編 H24年度～H33年度計画)に沿った事業の展開を行います。	


※1 環境マネジメントシステム(EMS)

企業において、自らの事業活動を環境配慮について計画から実施、結果の点検・評価、計画の見直しまでを系統的に管理するシステムで環境への負荷を低減させる手法の一つで、国際標準規格としてISO14001があります。

※2 再生可能エネルギー

従来から使用されている石油、石炭、天然ガス、原子力等のエネルギーに対し、太陽光、バイオマス、雪氷熱エネルギー等の自然エネルギーのほか、木材資源や一般家庭や工場等から排出される廃棄物等、その地域に存在するエネルギーをこのことをいいます。

環境指標

施策の柱	No.	環境項目	第2次計画の実績		第3次計画の指標		
			基準年 (21年度実績)	初年度 (23年度実績)	基準年 (26年度実績)	初年度 (平成28年度)	最終年 (平成32年度)
さわやかな 空気を創る	①	公用車における 電気・ハイブリッド車	3台	4台	6台	8台	10台
	②	公用車における 低公害車率	43.3%	46.2%	85%	88.9%	92.6%
命の源の 水を創る	③	水洗化率	56%	59%	63.0%	78%	82%
		公共下水道 水洗化人口	4,628人	4,642人	4,654人	4,812人	5,128人
		農業集落排水 水洗化人口	939人	924人	890人	873人	838人
		合併処理浄化槽 水洗化人口	4,356人	4,620人	4,760人	4,901人	5,184人
快適な 生活空間を創る	④	ダリヤ(花)の まちづくり	全地区で実施	全地区で実施	全地区で実施	全地区で実施	全地区で実施
ものを大切に し ごみを減らす	⑤	ごみ総排出量	3,600 t	3,668 t	3,870 t	3,599 t	3,289 t
		可燃ごみの総排出量	3,334 t	3,437 t	3,613 t	3,432 t	3,252 t
		1人1日当たりの 可燃ごみ排出量	289 g	292 g	334 g	317 g	300 g
	⑥	リサイクル率	12.7%	16%	10%	15%	20%
資源を 大切に する	⑦	電気使用量	10,116 万kwh	9,813 万kwh	9,677 万kwh	9,497 万kwh	9,144 万kwh
豊かな 自然を守る	⑧	生物化学的酸素要求量 (BOD)	基準値を超える年あり 調査年及び調査地点 により変化	基準値の達成 3mg/L以下	基準値の達成 3mg/L以下	基準値の達成 3mg/L以下	基準値の維持 3mg/L以下
		浮遊物質 (SS) ※	基準値を超える年あり 調査年及び調査地点 により変化	基準値の達成 25mg/L以下	基準値の達成 25mg/L以下	基準値の達成 25mg/L以下	基準値の維持 25mg/L以下
	⑨	アダプトプログラム 実施団体	県:27団体	県:26団体	県:32団体	県:33団体	県:35団体
		川西版アダプトプログラム 実施団体	7団体	7団体	10団体	10団体	15団体
環境にやさしい 心を育てる	⑩	環境出前講座数 (年間)	5件	1件	0件	3件	5件
		環境アドバイザー	-	-	5人	7人	10人
地球環境を守る	⑪	二酸化炭素排出量 (家庭部門) <small>(環境省地球温暖化対策地域版 実行計画策定支援サイトCO2 排出量の現況推計)</small>	26,070 t	27,215 t	26,137 t	25,352 t	24,307 t
		CO2削減 杉の木換算本数 	-	81,785本	-	▲56,071本	▲130,714本
	⑫	ISO14001 取得組織数	4社	4社	4社	4社	5社

※第2次計画の実績を掲載し、進捗状況を示しています。第3次計画の指標は、平成26年度実績を基準として算出しています。ただし、二酸化炭素排出量は、算出方法を環境省地球温暖化対策地域版実行計画策定支援サイトのものにしてあります。

※ごみ総排出量は、可燃ごみ+不燃ごみの合計であり、1人1日当たりの排出量は、生活系可燃ごみを人口、365日で除したものです。

※水質基準について、市街地を流れる萩野堀、中小松堀、天神堀に環境基準の類型指定はされていないため、この指標では環境基準(C類型)と比較しています。

環境指標の捉え方

環境項目の番号ごとに、第2次環境基本計画（以下「前計画」という。）の検証を行い、下記のことを勘案して指標を設定しました。

- ① 第3次計画では、「公用車における電気自動車、ハイブリッド車」の導入台数を指標としました。
- ② ①と同様に「公用車における低公害車」を「公用車における低公害車率」として、
特殊
車両を除いた一般車両（乗用車、ワゴン車等）に対する低公害車の割合を指標としました。
- ③ 全域生活排水処理施設整備基本構想（28年～37年）及び川西町生活排水処理基本計画（28年～37年）に基づき算出しました。
- ④ 前計画から引き続き指標としました。
- ⑤ 「ごみ総排出量」は、平成23年度実績より基準年の平成26年度実績で増えていますが、町民1人1日当たりの可燃ごみ排出量334gは、管内では最も少ないごみ排出量であるものの、分別や水切りの徹底等で生活系ごみを減らし、事業系ごみは現状維持として、可燃ごみ10%、不燃ごみ5%の15%削減を指標としました。
- ⑥ リサイクル率の基準年実績は10.0%であり、さらに分別の徹底を図り、リサイクル率20%を指標としました。
- ⑦ 電気の使用量については、平成26年度の人口及び世帯数を基準として、かわにし未来ビジョン（第5次川西町総合計画）の将来人口推計の数値を用いた減少率と省エネ等の取組を見込み5.5%の削減を指標としました。
- ⑧ 市街地にある萩野堀、天神堀、中小松堀の水質は、水質保全を指標としました。
- ⑨ 基準年の実績値が32団体であり前計画指標を達成しているものの、今後も団体の育成
に努め35団体を指標としました。
- ⑩ 環境出前講座は要望に答える形で実施しており、いろいろな場面での活用を啓発し、環
境アドバイザーと連携を取りながら環境学習の普及に努める指標としました。
- ⑪ 平成25年度に環境省が作成した地球温暖化対策地域版実行計画策定支援サイト
CO2排出量の現況値推計により算出し、山形県の削減目標7%削減を指標としました。
杉の木換算本数は、環境省、林野庁の資料から1本当たり（50年杉で高さが20～30m）
14kg/CO2として、現況値から削減するCO2を杉の木に換算して表しました。
- ⑫ ISO14001取得組織数は、引き続き指標としました。

各業種における環境保全の方向性

各業種の特性を踏まえ、各事業者ができることから積極的に行動していくため、次のような取り組みを行います。

全産業共通	<ul style="list-style-type: none"> ●省資源、省エネルギー、節水の推進 ●廃棄物の排出抑制・適正処理、リサイクルの推進 ●環境保全活動の推進 ●地域の環境保全活動への積極的な参加、協力 ●グリーン製品等の使用促進 など ●従業員などへの環境教育の実施 など
農 業	<ul style="list-style-type: none"> ●農地の保全と耕作放棄地対策 ●農業用使用済プラスチック類の排出抑制と適正処理 ●減農薬、減化学肥料による環境保全型農業の展開 ●グリーンツーリズムの展開 など
林 業	<ul style="list-style-type: none"> ●森林の保全と適正な維持管理 ●レクリエーション空間、環境学習の場などとしての森林の活用 ●森林に生息する貴重な動植物の保全 ●育林で発生する間伐材など森林資源の循環利用の推進
畜 産 業	<ul style="list-style-type: none"> ●家畜排泄物等の適正な処理 ●悪臭防止対策の推進 など
建 設 業	<ul style="list-style-type: none"> ●低騒音・低振動型、省エネルギー型の建設機械などの導入 ●建設廃棄物の排出抑制、リサイクルの推進 ●自然環境や景観に配慮した土地造成や構造物、建築物の計画・設計・施工
製 造 業	<ul style="list-style-type: none"> ●排出ガス、排水などの排出基準の遵守 ●省資源と省エネルギーの推進 ●リサイクルの推進 ●環境にやさしい製品（省エネ型、無公害型、再生資源利用など）づくりの推進
卸売小売業	<ul style="list-style-type: none"> ●環境負荷の少ない製品の販売 ●簡易包装の推進 ●リサイクルの推進 ●廃棄物の適正処理
サービ業	<ul style="list-style-type: none"> ●省資源、省エネルギー、節水の推進 ●廃棄物の排出抑制・適正処理
運 輸 業	<ul style="list-style-type: none"> ●低公害車や最新規制適合車への転換、車両の整備 ●物流施設の複合化、高度化の促進、輸送効率の向上

1. 計画の推進体制

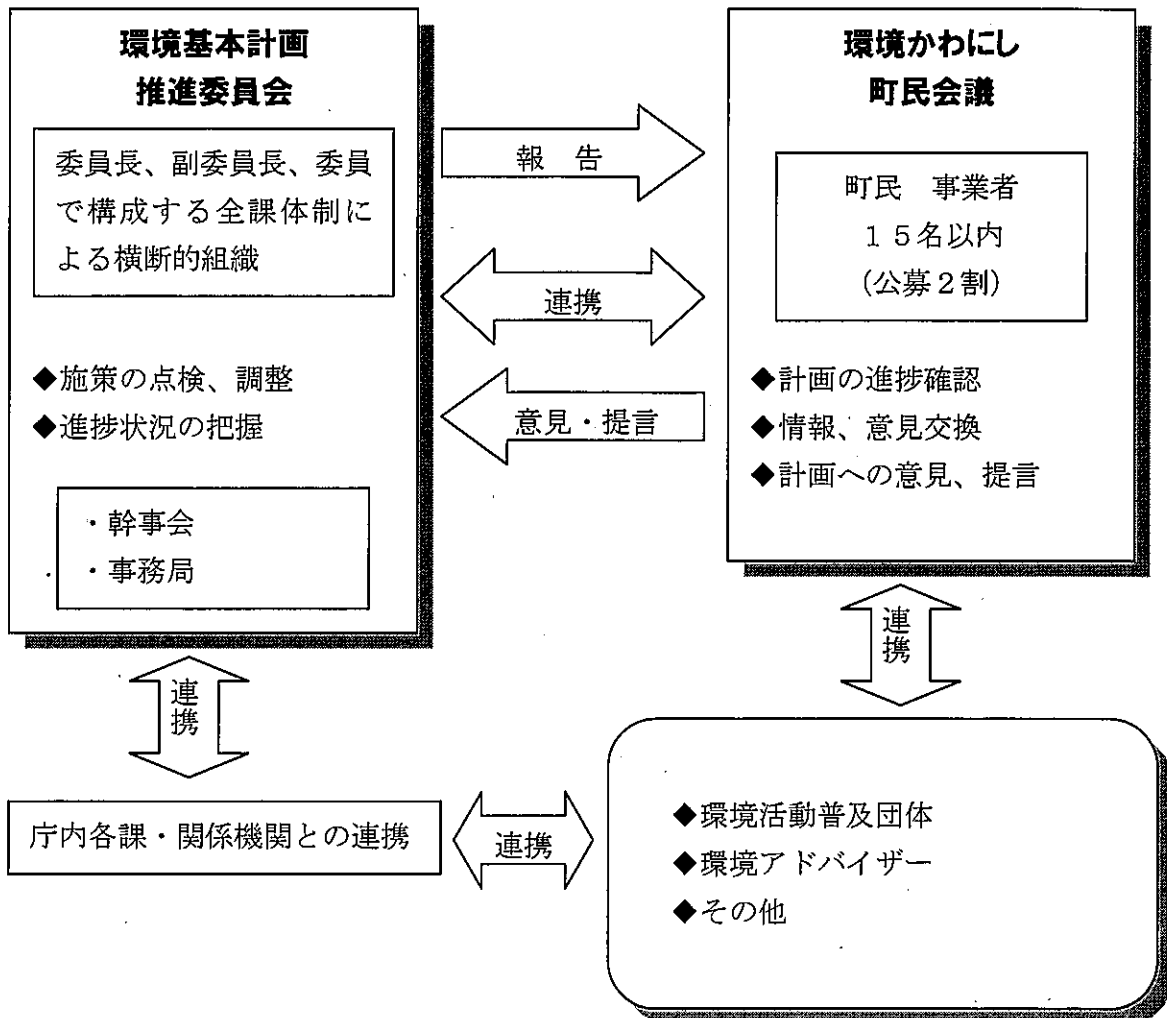
(1) 町民、事業者参画による推進体制

本計画に基づく取り組みを効果的に進めるためには、町民、事業者等の積極的な参画と、施策を総合的に調整する機能が必要です。

町民、事業者、町が連携・協力していくための協働組織として、「環境かわにし町民会議」を継続設置し、計画の進捗確認をはじめ、情報や意見の交換、行政への意見、提言を行います。

(2) 庁内進行管理体制

施策を総合的に調整する組織継続設置し、複数の所管に係る施策の点検や調整、計画の管理等を行います。



2. 計画の進行管理

(1) 計画の整合性の確保

本計画を着実に実施するため、川西町環境基本条例の基本理念を踏まえながら、進行管理を行います。

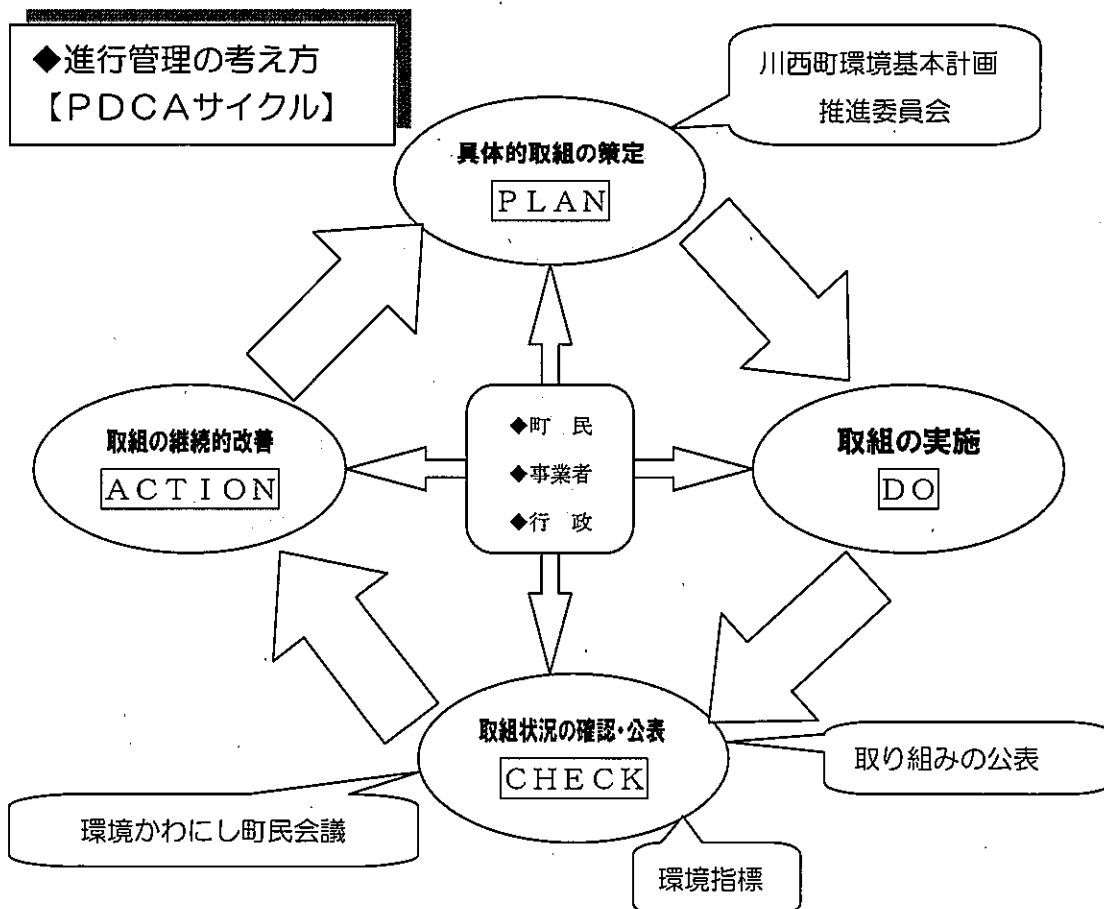
また、かわにし未来ビジョン（第5次川西町総合計画）に示した環境関連施策との調整を図り、本計画との整合を図ります。

(2) 重点取り組みの設定

本計画を具体的に推進するため、年度ごとに重点して取り組む事業を設定します。

(3) 環境マネジメントシステムの活用

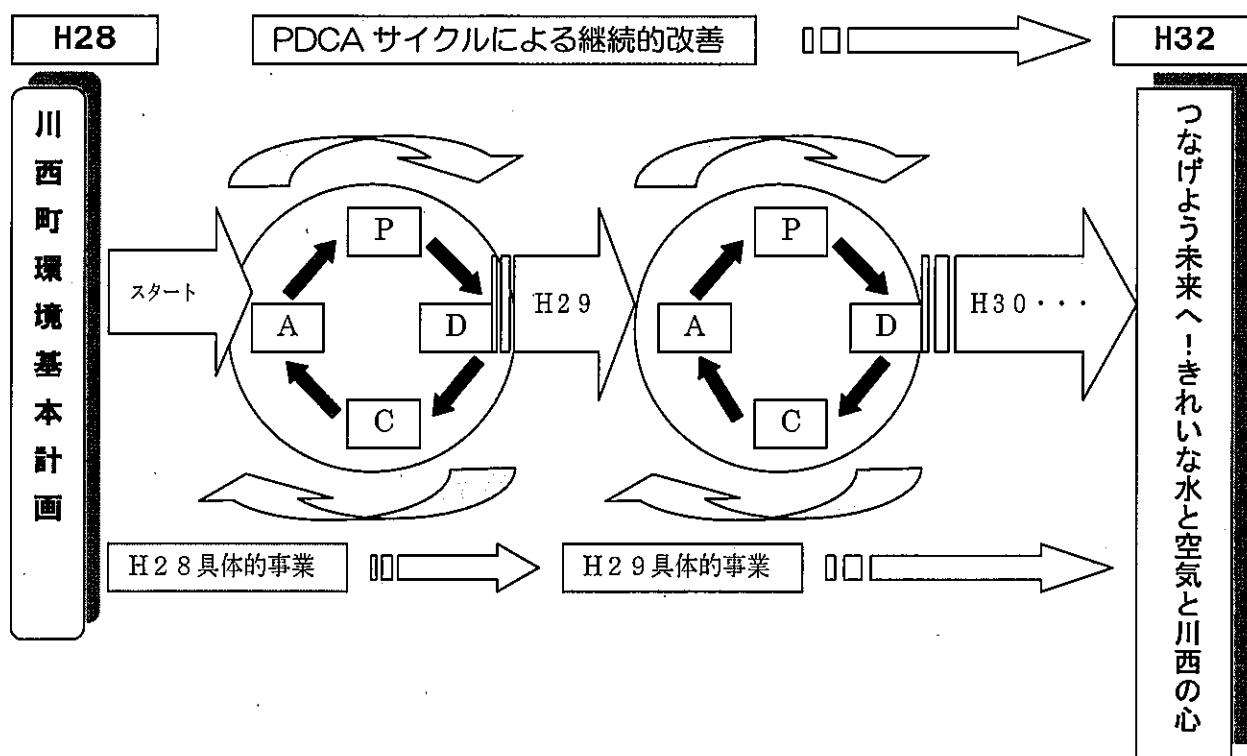
本計画は、全ての事務事業に対し環境の視点により見つめ直しながら推進を図るものであり、実行性を確保するための手段として、環境マネジメントシステムを積極的に活用し、環境負荷の低減を図り環境保全行動を町が率先して取り組むとともに、Plan（計画）、Do（実行）、Check（点検）、Action（見直し）のサイクルにより推進し、継続的に改善を図ります。



平成28年度以降も毎年PDCAサイクルを活用し、事業を点検・評価し、改善を図ります。

川西町環境基本計画【PLAN】に基づき、町民、事業者、行政の三者連携によって具体的事業や啓発に取り組み【DO】、事業実施後は、庁内各課、川西町環境基本計画推進委員会、環境かわにし町民会議において、事業の評価と検討【CHECK】を行い、町民と事業者と行政の三者による見直しと改善【ACTION】を図り、毎年継続して事業に活かしていきます。

5年間の継続的改善イメージ



(3) 公表

各種の調査等により環境の状況を把握するとともに、本計画に基づく施策の実施状況を公表します。

○川西町環境基本条例

平成15年3月24日

条例第7号

私たちのまち川西町は、県内でも有数の丘陵地帯と豊かな緑に恵まれた四季折々の美しい自然に抱かれ、広大な田園と散居集落が織り成す原風景の中で伝統や文化を育みながら栄えてきた。

近年の社会経済の急速な進展は、生活の利便性を向上させる一方で、資源やエネルギーの大量消費によって、自然生態系の微妙な均衡の下で成り立っている環境に多大な影響を与え、私たちの生活や地域の環境、ひいては地球環境にも重大な影響を及ぼすまでに至っている。

私たちは、健全で恵み豊かな環境の下で、健康で文化的な生活を営む権利を有するとともに、このかけがえのない良好な環境を将来の世代に継承していく責務を有している。

それゆえに私たちは、これまで行ってきた自らの活動が環境に与える影響の重大さと、身近な環境をはじめ多様な生態系や地球環境の意義を強く認識しなければならない。さらに、環境への負荷が少なく持続的発展が可能な社会の実現を目指し、積極的に環境の保全と環境にやさしい生活文化を築いていかなければならない。

このような認識の下、美しい自然と豊かな緑のある環境を守り継承していくことを決意し、「緑と愛と丘のあるまち」を創造するため、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、良好な環境の保全について、基本理念を定め、町、町民及び事業者の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策（以下「環境施策」という。）の基本となる事項を定めることにより、環境施策を総合的かつ計画的に推進し、現在及び将来において町民が健康で文化的な生活を営むことができる環境を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (2) 公害 環境保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下及び悪臭

によって、人の健康又は生活環境に係る被害を生ずることをいう。

- (3) 地球環境保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに町民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。

(基本理念)

第3条 環境の保全は、町民が健康で文化的な生活を営むことができる豊かな環境を健全に確保し、これを将来の世代に継承できるよう適切に行わなければならない。

2 環境の保全は、日常生活や事業活動から生ずる環境への負荷の低減に努めるとともに、資源及びエネルギーの効率的利用を図り、循環を基本とする社会の構築を進めながら、持続的発展を目指し、すべての者の公平な役割分担の下に自主的かつ積極的に行わなければならない。

3 環境の保全は、地域における多様な生態系を健全な状態で確保するとともに、人と自然との豊かな触れ合いを保つことにより、人と自然が共生できるよう適切に行わなければならない。

4 地球環境の保全は、人類の共通の課題であり、私たちの生活が国際的な相互依存関係の中で営まれていることを認識し、すべての事業活動及び日常生活において積極的に推進されなければならない。

(町の責務)

第4条 町は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、自然的社会的条件に応じた環境施策を策定及び実施しなければならない。

2 町は、基本理念にのっとり、自らの事業活動に伴う環境への負荷の低減を図り、環境の保全に努めなければならない。

(町民の責務)

第5条 町民は、基本理念にのっとり、その日常生活において、資源及びエネルギーの節約、ごみの減量、環境配慮型製品の優先的な購入、水質汚濁の防止等により、環境への負荷の低減に自主的かつ積極的に努めなければならない。

2 町民は、環境の保全についての理解を深めるため、環境に関する学習及び教育への参加に努めなければならない。

3 前2項に定めるもののほか、町民は、基本理念にのっとり、環境の保全に自ら努めるとともに、町が実施する環境施策に積極的に協力するものとする。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、公害を防止するとともに、自然環境を保全するために必要な措置を講ずる責務を有する。

2 事業者は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、事業活動に伴う製品その他の物が廃棄物となった場合に、適正な処理を図るよう必要な措置を講じなければならない。

3 前2項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たって、その事業活動に係る製品その他の物が使用又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資する原材料等を利用するよう努めなければならない。

4 事業者は、基本理念にのっとり、環境保全上の支障を防止するため、必要な情報の提供に努めるとともに、地域社会の一員として、町が実施する環境施策に協力する責務を有する。

(環境施策の基本方針)

第7条 環境施策の策定及び実施に当たっては、基本理念にのっとり、次に掲げる事項を基本として、各種の施策相互の有機的な連携を図りつつ、総合的かつ計画的に行うものとする。

(1) 大気、水、土壌その他の環境の自然的構成要素が良好な状態に保持され、生物の多様性の確保が図られること。

(2) 本町特有の丘陵地、里山、農地、最上川の源流地域及び水辺地等における多様な自然環境が適正に保全されること。

(3) 資源の循環的利用、廃棄物の減量、エネルギーの効率的利用等を推進し、環境への負荷低減が図られること。

(4) 自然との触れ合いを確保するとともに、川西町古来の歴史的文化的資源の保全を図り、「緑と愛と丘のあるまち」の創造が図られること。

(環境基本計画)

第8条 町長は、環境施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、環境基本計画を定めなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 環境の保全に関する目標及び施策の方向

(2) 環境施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 環境基本計画を定めるに当たっては、町民及び事業者の意見を反映することができるように必要な措置を講じなければならない。

4 環境基本計画を定めたときは、これを公表しなければならない。

5 前項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第9条 町は、施策の策定等に当たっては、環境基本計画との整合を図り、環境の保全について配慮しなければならない。

(規制の措置)

第10条 町は、公害の防止及び自然環境等の保全を図るため、必要な規制の措置を講ずるものとする。

(誘導的措置)

第11条 町は、町民又は事業者が自らの行為に係る環境への負荷の低減並びに環境の保全に対する適切な措置をとるよう誘導するため、必要な措置を講ずるものとする。

(財政的措置)

第12条 町は、環境施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるものとする。

(環境の保全に資する事業等の推進)

第13条 町は、環境の保全に資する公共施設の整備その他環境の保全に資する事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(生活環境及び自然環境への配慮)

第14条 町は、快適な生活環境を築くため、水辺地及び緑地の保全に関し、公園、緑地その他の公共的施設の整備、その他の自然環境の適正な整備及び健全な利用を図るための事業の推進等に努めるものとする。

2 町は、生物の多様性の確保に資するため、野生動植物の保護及びその生息地又は生育地の保全に努めるものとする。

3 町は、地域の特性を活かした快適な生活環境の保全のため、良好な景観の形成及び良好な景観を構成する歴史的文化的資源の保全に努めるものとする。

4 町は、地域の美しい環境を保全するため、ごみの投棄及び散乱の防止、美観を損ねる屋外における物の保管の防止等について、必要な措置を講ずるように努めるものとする。

5 町は、里山が有する環境の保全に資する多様な機能の維持に努めるものとする。

(環境保全型農業の促進)

第15条 町は、農地が有する環境を保全する機能の維持及び安全な農産物の生産を図るた

め、有機物資源を活用した土づくり、化学肥料及び農薬の使用の低減、使用済み農業用資材の適正な処理等、環境への負荷を低減する営農活動の促進に努めるものとする。

(環境保全に関する教育、学習等)

第16条 町は、環境の保全に関する教育及び学習の振興並びに環境の保全に関する広報活動の充実により、町民、事業者及び民間の団体（以下「町民等」という。）が環境の保全についての理解を深めるとともに、環境の保全に関する活動意欲の増進に努めるものとする。

(町民等の自発的活動の促進等)

第17条 町は、町民等が自発的に行う緑化活動、再生資源に係る回収活動その他の環境の保全に関する活動が促進されるよう、支援するものとする。

2 町は、前条又は前項の活動の促進に資するため、個人及び法人の権利利益に配慮しつつ、環境の状況及び環境の保全に関する必要な情報を適切に提供するように努めるものとする。

(地球環境保全の推進)

第18条 町は、地球環境保全に資する施策の推進に努めるものとする。

2 町は、国、他の地方公共団体、町民等と連携し、地球環境保全に関する国際協力の推進に努めるものとする。

(連携体制の整備等)

第19条 町は、環境施策について、町民等の意見を反映させる機会の提供に努めるとともに、環境施策を推進させるための連携体制の整備に努めるものとする。

(指導等)

第20条 町長は、環境への負荷の低減又はその改善を図るため、町民及び事業者に対し、必要な指導又は助言を行うことができる。

附 則

この条例は、平成15年4月1日から施行する。